

第四十八回国  
参議院大蔵委員会會議録第三十号

昭和四十年五月二十五日(火曜日)

午後二時二十九分開会

委員の異動

五月二十四日

辞任

熊谷太三郎君

補欠選任  
野本 品吉君

五月二十五日

辞任

佐野 芳雄君

補欠選任  
野々山一三君

出席者は左のとおり。

委員長

西田 信一君

理事

佐野 廣君

西川甚五郎君

成瀬 幡治君

中尾 辰義君

田畑 金光君

委員

大竹平八郎君

大谷 實雄君

栗原 祐幸君

島品徳次郎君

中野 文門君

野本 品吉君

日高 広為君

二木 謙吾君

堀 末治君

村松 久義君

亀田 得治君

木村禎八郎君

柴谷 要君

野溝 勝君

鈴木 市藏君

國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

農林大臣 赤城 宗徳君

國務大臣 白井 莊一君

政府委員

内閣總理大臣官 八塚 陽介君

内閣府農地等被 買収者問題調査 室長

大蔵政務次官 鍋島 直昭君

事務局側

常任委員会専門 員 坂入長太郎君

説明員

内閣總理大臣官 房参事官 長村 輝彦君

本日の會議に付した案件

○農地被買収者等に対する給付金の支給に関する 法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会 を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日熊谷太三郎君が辞任され、その補欠 として野本品吉君が選任されました。

○委員長(西田信一君) 農地被買収者等に対する 給付金の支給に関する法律案を議題といたします。

○亀田得治君 前回の十八日に本件に関する質疑 が打ち切られたというふうに自民党のほうでは言 われておるわけですが、ただいまの委員長の宣言 の中にはその点は何も触れておられないわけであ りますが、私たちとしてはああいう質疑打ち切り のやり方ははなはだ不当であるというふうに考え ておるわけですが、その間の事情は一体どうい

ことになっておるのか。これは先例にもなりません ので、打ち切られた質疑が何もないことがなくこ こで始められるということでは、多少われわれこ の委員会に参加している者として無責任のそしり を免れないわけでありまして、理事会で何か案文を 検討されたようでありまして、その案文について 意見がまとまらなかったのか知りませんが、何か 勿々の間にいま委員長がお読みになったようなこ とを言われておるわけですが、それだけを聞いて おりますと、何も十八日にはなかったという理解 がされるわけでありまして、そういうふうに解釈 してよろしうございませうか、委員長に確かめて おきたい。

○委員長(西田信一君) お答えいたします。

ただいまの点につきましては、その後におきま して、自由民主党と日本社会党との間におきまし て、国対委員長会議等も持たれました、いろいろ今 後の審議につきましても話し合いの結果、理事会あ るいは委員会を開会して審議を続けるという申し 合ひもございましたし、また、この申し合ひを基 礎にいたしました。昨日並びに本日委員長理事 事打合会を開きましていろいろ討議が行なわれた わけでございますが、その結論といたしまして、 たゞいまのような運びにいたしましたわけございま す。御了承をお願いいたします。(異議なし)と 呼ぶ者あり)

○亀田得治君 もう一度、これは重要なことであ るから確かめまして、十八日のいわゆる質疑打ち切 りというものは存在しなかったんだ、こう理解し ていいわけですね。

○委員長(西田信一君) その点につきましては、 両党の意見が一致いたしませんために、いろいろ 協議の結果、ただいま私が申し述べましたような 形において審議を続けるということに相なったの でございまして、さういふ御了承をお願いしま す。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○亀田得治君 いや、自民党が言われますように 質疑打ち切りが有効に成立しておるとすれば、私 がいま求め、また委員長から許されておる発言自 体が問題になるわけございまして、そういう立 場からお聞きしておるわけですが、結局、いろい ろ折衝のあったことはわれわれも聞いておるが、 質疑打ち切りというものはなかったんだ、こう はつきり断定して差しつかえないと思ひんです が、どうなんでしょ。

○委員長(西田信一君) お答え申し上げます。

繰り返して申し上げますが、理事会におきまして、 国対委員長会議におきまして、ただいまお尋ね の点につきまして明快な一致点、つまり結論が出 ておらない、こういうふうな承知いたしておりま す。しかしながら、この委員会の審議は続ける ということは一致いたしている点でございますの で、いろいろ理事会等において協議の結果、ただ いまのような運びにいたしましたわけございませう ので、委員会におかれまして、その点御了承を ちょうだいいたしたいと存じます。(異議なし) 「了承」と呼ぶ者あり)

○木村禎八郎君 関連。これまでの前例としてこ ういうことがあったかどうか。そうしてかりにま あ前例としてあつて、こういう形で質疑を続けた ときには、前の質疑打ち切りはないものと、そ ういうふうな前例になっていると思うのですが、そ の前例について伺いたい。また、今後のこれは議 事運営について重大な問題だと思ふのです。こ ういう点をあいまにして入るということでは、で すから、これまでの衆参両院におけるこういう前 例、またその場合に問題になったとき、あとで質 疑を開始したときは、前の質疑打ち切りはなかつ たものと、こういう了解に立っていると思ふので すけれども、その点はひとつ過去の前例等につい て御説明を願いたいと思ひます。

○委員長(西田信一君) お答え申し上げます。

ただいまお尋ねのような形において白紙に戻したという前例はないのでございます。

○木村福八郎君 前例がない。そうするとこれは異例なことですね、先例になると。こういうことを先例にしていいのですか。委員長、こういうことがしばしば行なわれるということになると、どうなるんですか。

○委員長(西田信一君) これは理事会において決定いたしましたので、委員長はそのように取り計らうてまいりたい、さように考えております。

○木村福八郎君 それはこういうことを先例にしていくということになると、これから強引に質疑を打ち切ってしまうと、そこで混乱したあとでもってまた新しく質疑をやると、そうするとその質疑打ち切りは有効であるという先例にするんですか。そういう先例になるんですか。そういうことをここで、大蔵委員会が初めてそういう——これは悪例ですよ。そういうものを先例として残すことになる、これは重大な問題だと思ふ。

○委員長(西田信一君) ちょっとお答えします。これはもし先例になるとすれば好ましくない先例だという御意見でございしますが、遺憾ながらこの討議におきまして結論が出ていない。話し合いにおいて、理事会ではこういう運びをおきめになりましたので、委員長といたしましては、その意見に従いましておはかりをしておるわけでございます。また、先例にするかどうかという問題は委員長が扱うことではないのかと私考えるのでございますが……。

○木村福八郎君 これはただいま委員長も言われましたように、悪い先例である。ですから、こういうようなことはもう今後やらないということを確認する必要があると思うのです。そうしてあとで疑問が残る、変則的なこういうような状態になることは、つまりああいう強行採決みたいなことはもうやらない、こういうようなことをここで確認する必要があると思うのです。それでなければ、いまの御説明では、何だか国民に対して納得

が得られないと思うのです。ですから、こういう状態は悪例である、今後はこういうことはもう先例として残さない、今回限りである、こういうようなことを確認する必要があるんじゃないでしょうか、委員会としては。

○委員長(西田信一君) このようないことが繰り返されたいというところは私も同じ念願でございますが、そういうふうに努力すべきものだと考えます。(異議なし)「了承」と呼ぶ者あり。

○亀田得治君 いや、異議なしとか了承とかと言ったって、土台がこれははっきりしないわけですから、もつと端的にいいまして、質疑打ち切りがちゃんとあったんだ、そういう立場に立つて、残る委員に對しまして若干補充的に質問をさせる、そういう意味なのか、いや、そうじゃなしに、あれははなはだ行き過ぎた質疑打ち切りだったから、あの存在を認めないんだ、だから、十分ひとつここの質疑を展開してくださ、十八日のいわゆる質疑打ち切り以前の状態の引き継ぎとしてひとつ発言を許します、こういうことなのか、これは二つに一つしかないわけなんです。それがはっきりしませんが、われわれのやはり質問の態度というものが非常に違ってくるわけでありまして。

○委員長(西田信一君) お答えいたします。国対委員長会談あるいは委員長理事会等におきまして、いま亀田委員長が申されました前段の意見並びに後段の意見がございました。しかしながら、この意見が平行線と申しますか、対立と申しますか、意見が一致点を見出すことができなかった措置としての今回の措置でございまして、これは理事会においておきめをいただいた線に沿って委員会を運営してまいりたい、かように存じておりますので、ひとつ御了承を願ひたい。

○野溝勝君 議事進行。結局、十八日以前のあれに戻るというところは言わないでも、その気持ちでもって審議を、質疑をやっていく、こういうことなんですよ。はっきり言えはいないんですよ。そうすれば、ぼくらのほうも順調にいくんだよ。そう

しなきゃ、あまいでわからないうです。

○委員長(西田信一君) 委員長としては、ただいままで再三繰返して申し上げましたとおりでございます。

○亀田得治君 その繰返している意味がわからないのです。

○木村福八郎君 先例になるのじゃないかということをお聞いているのです。先例になったらいへんですよ。これはあとで先例にしないということをお断りしていただいたと思う。参議院のやはり大蔵委員会として必要ですよ。これは立場をこえて、今後の民主的運営の場合、こういうようなことをやらせないということをお互いに申し合わせる。これが先例になって、あとで過去においてこういうことがあったから、今後もそういうことで差しつかえないということになったら、どうします。こういう変則的なことは今後はもうやらないというところで申し合わせをする必要があると思ふ。これはなぜかちゅうよする必要があるのですか。こういう悪例を残さないということをはっきりみんなて申し合わせをする必要があると思ふのです。

○委員長(西田信一君) こういうことを繰り返したくないというところ、先例にしたくないというお気持ち、私もその点は気持ちの上では同感でございます。

○木村福八郎君 先例にしないということを申し合わせて、どうして悪いのですか。

○野溝勝君 委員長の気持ちと全く同じだよ。だから、そういうことをやったらどうですか。

○木村福八郎君 先例にしないということがどうしていけないのですか。たとえここでかきと変則的に入る、それが質疑打ち切り前かあとかというところは一応別として、とにかくこういう形はよくないから先例にしないという申し合わせをここのでするということ、これはどなたでも異論がないのじゃないですか。ぼくは、そういうことを委員長から言われて、そういうことは先例にしたくない、御異議ございせんか、異議なしといつたら——こういうことは先例にしない、この点は

私は委員長に要求したい。これだけめめた、国民に對しても責任をはっきりしなくちゃいけないですよ。

○亀田得治君 実際上十八日以前に戻っているんだから、その事実を確認したらいいいじゃないですか。

○野溝勝君 そんな申し合わせをしなくても、それでいいじゃないか。十八日以前に戻って審議を継続する、それでいいじゃないですか。

○委員長(西田信一君) ちょっと木村委員にお尋ねしますが、ただいまの御意見は、こういう事態が起きたときの処理について、こういうのはっきりしない形でやることは先例にしたくないという御意思でございますね。そういう意味でございますね。

○木村福八郎君 こういうことなんです。前の質疑打ち切りについては疑義があるわけです。対立しているわけですよ。われわれは、前の質疑打ち切りは、これは有効でないと言っているわけでしょう。そうしておいて、有効であるかないかをはっきりさせないで入る、こういうようなことは今後よろしくないというところなんです。ですから、非常にあいまいな形で入る、だから、さっき野溝委員の言われたような形で、そういう気持ちでやられるというならば私はわかるのですけれども、こういうようなあいまいな形で質疑に入るといふことは今後はやらないというところはあたりまえじゃないですか。このままですつといてしまえば、これが先例になって、今後いつでも問題になるわけですよ、こういうことがあったじゃないかというところで。

○委員長(西田信一君) 御趣旨の点はなお後刻理事会等において協議をいたしまして、その扱い等についてなお善処いたします。

○木村福八郎君 入る前に——理事会で協議する必要があるのですか。こういう悪例を残さないというところで、ここでみんなで申し合わせる必要がないですか。

のほうに回すというのを、あなたのところでやれ、  
 こういうわけだったらしいのでございますが、それ  
 のごみくずという表現でございますが、これは私  
 のまあ想像でございますが、非常にやつかいなも  
 のを持ってこられたと、こういうふうにあなたは解  
 釈されておるのか、その点を、審議上必要でござい

ますから、ひとつ所見をお聞きしておきたいと思っています。

○國務大臣(白井莊一君)　ただいまの御質問でございしますが、これは別に正式にそういうことを言つたわけではございませんが、ただ、何といひますか、あと始末といひますか、新聞記者の集

まったく隣に座談的に話したときに、まあよく總理府は、総合調整、企画立案というようなことで、また他省でやらぬようなことを私のほうで扱いますので、あとの処理の形においてそこでまあそれを処理するという意味において、ことはで私が言ったのでなくて、よく總理府でなくて掃除夫だと、こりいうことを言う者があるというところで申したのでございまして、ごみくすのようなものを、たとえば、それが法案で出てくるということは申ししたわけではございません。ただ、私のほうで処理をするというところで、そこでどうも總理府というのはよくあとの始末をするところだと、そこでそういう意味で總理府でなくて掃除夫だなんてからかう人があるもんですから、まあそう言われてみればそんなところもあるかなんといつて笑ったのが、新聞等のゴシップ欄に載ったわけでございます。

○野溝清君 ナンセンスのようなことでございますが、私、あなたは本音をはかれたと思うのです、本音をね。とにかく本法案が委員会にかかっている審議の過程から見ても、あなたが非常に答弁に当惑しておる。どんな質問をされても、報償で、ある、報償以外は何も考えておりません、こういうふうなことを言われておるのでございますが、これはあなたの答弁から見て納得するような答弁ではない。それからまた、納得できるような答弁もできないと思います。で、私は、あなたの答弁が終始一貫しておりますから、私はあなたへの質問は、いずれ最高責任者である総理が来た際にお伺いしたいと思えます。

そこで、農林大臣にひとつお伺いをするのでございしますが、この法案が農林省に關係を持つておる法案である、出発はやっぱし農林行政の問題な

んです。これは自分のほうの主管でないとなんたは言われますが、これはうらはらの問題なんです。よ、農地解放から出発した問題なんですから。この法案が内閣の総理府の所管となったときに、あなたはそのときの考え方はどんな心境にあったのですか、お伺いしておきたいと思います。

○國務大臣（赤城宗徳君） 農地解放は當時合法的に行なわれ、解決済みの問題でございます。でございませうので、この問題につきまして報告をすることがないか、こういう問題は農政とは別個の立場から措置をとる、こういうことに私は了解しております。農政といたしましては、農地改革の土台に沿うて、現在におきましてはその基礎の上に立つて農業基本法等に規定された方向に農政を進めていく。でございませうので、このたびの措置は別に、別個の立場から報償という措置をとるのだ、こういうことになると思いますならば、総合的な立場に立つ総理府でこれを扱っていくのがこれは適当である、こういうふうに考えましたので、私としては別にどういふ心境もございません。ただ、そういう立場から総理府で扱うのが筋だ、こう思っておるだけでございませう。

○野溝勝君 あなたはそう言われますが、この法案は農地解放に際して非常に努力を払われた旧地主階級に対して報償するのだというたてまえなんですか。それと農政プロパーと関係ないと言われますけれども、農地解放自身は日本の民主化に大いに役立った、このことは認めるでしょう。それはどうなんです。

○国務大臣（赤城宗徳君） 農地解放を私は否定して  
いるものではありません。いまのお話のように  
日本の民主化に非常に貢献した、あるいはまた戦  
後の食糧飢饉のような状態をこの農地の解放とい  
うことによって免れ得た、その他もろもろの農地  
解放による効果は私は認めます。それはずっと認  
めて、その線に沿うて農政をいま行なっている。  
こういふことでございます。でございしますから

それを認めないわけじゃない。大いに認めておきます。

○野澤勝君　その農地解放が非常に民主化に役立った、またあの当時における食糧危機を乗り越つた農地解放の成果も認める、しかし、ここではこの小作に対してとか、あるいは耕作者に対してというもののじゃないんですよ。旧地主に対しての報償なんですよ。だから、あなたに聞かんとするのはいね、旧地主が農地解放に努力をされたのか、あるいは他の農民が努力をされたのか、この点にはあなたは大体わかつていられると思うのです。私は、農地解放には旧地主が努力しないとは言いませんよ。言いませんが、農地解放の歴史というものを十分あなたは御理解願つておると思うのです。

あなたに当時地主でありながら——私どもが農民運動をやっておる当初から、茨城県における赤穂氏が地主でありながら率先して農地解放に先べんづけた、この点、われわれは非常に模範的な地主であったというふうに解釈しておりました。だから、農民が農地解放に努力したあの当初の経緯から見て、地主だけを報償するというこの筋がどうしてもわからぬから、そこであなたに私はお伺いしたいのです。あなたが農政とは別だ、プロ

パーとは別だということは、いかにしてもあなたは少し責任を回避しておるように思う。この間の事情を、むしろこの給付金を出すときに堂々と私はその間の事情を力説してもらいたかったです。あなた自身がこの報償金は私は受け取る意思がないう、まことに私はけっこうなことだと思う。そのくらい気持ちがあったなら、この報償制度、給

付金制度に知してもっともあなたは心腹から、その間の事情を園議において披瀝して、あなたの真意をその際主張してもらいたかつたのです。私はあなたを責めるのではなく、あなた個人としてりつぱな人であるだけに、またりつぱな地主であつただけに、強くあなたの気持ちをおは園議において主張してもらいたかつた。その点をひとつお聞きしたい。

○國務大臣（赤城宗徳君） どうも御指摘の御趣旨

をよく私も了解しかねるのでございますが、報償に對しまして多くの農民あるいは国民が協力した

ので、地主はかりじゃないということをお説き下さい。きであつたのではないかと、こういう御趣旨のようにもお聞きするのでございますけれども、私は農地改革につきましては否定的な批判をするわけでも、先ほどから申し上げましたように、非常に農地改革というものは日本の再建に寄与している、こういうことを申し上げておるのでございまして、また農政といつても、それを基礎としていまの農政が行なれておる、こういうことでございますから、これは逆戻りするやうなことににつきましては私は賛成いたしません。が、それとは別個の立場で、地主の立場を考へてのこのたびの報償制度、報償の措置をとらうということでございますから、そのこと自身はけっこうなことである、こういうふうに思ふわけでありまう。

といひのは、農地解放のときに考えられました。一つの地主に対しての気の毒な面がございます。これは主として小さい地主です。たとえば学校の先生が一町歩の土地を所有しておる。外へ出て働いておる。二反ふりしか自分で耕作していない。

入反ふりは小作に入れておる。あるいは百集を授けた人がそういふような状態である。ところが農地改革が行なわれた。農地改革の趣旨というものは、耕す者がその土地を所有するのが一番いい、という思想に基づいたのでございますけれども、同時に、あときには小作料というものの上にも、ごらをかいておるようなことなしに、自分から耕

作して、作農として全農民が精進するような大府に進めようじゃないか、こういうことだったのです。ですから、小さい地主といえども、いまからは地主という立場を捨てて、そしてほんとうに自作農として精進していこう、自作農として生きていこう、こういう気持ちを小さい地主でも持つたわけであります。ところが、土地取り上げということは禁止されておりまして、一町歩のうち八反ぶりを小作に入れており、二反ぶりが耕作して

いない。しかし、二反ふりでは生きていけない。二反ふりの地主が生きていけない。しかしながら、あるいは五反ふりくらいはほしい、こういうふうに考えましても、その取り上げはできなかったわけであります。耕作している者は耕作権をそのまま所有権に移すことができたけれども、小さい地主で、土地は所有しておられるけれども、自分もこれからは自作農として生存していこう、生きていこう、そういう生きていく道を閉ざされておった。これは法的に土地取り上げができなかったからしかたありません。そういうような気の毒な立場にあった小さい地主というものが相当あったわけでごさいます。そういう小さい地主等が、極端にいえば、いままでの地主の立場を捨てて、自作農として精進しようという気持ちを持ちましても、それができなかった。所有しておつてもそれができなかった。こういう立場の人もありました。これは耕作権が優位でありましたから土地の取り上げというものができませんでした、そういう羽目にあつた小さい地主というものがあつたわけであります。そういう点から考えますれば、非常に気の毒な立場にあつた。

だから、農地解放そのものは合法的、合理的に行なわれたけれども、気の毒な立場にあつた小さい地主というものがあつたわけでごさいます。でございますから、今度の報償等におきましても、あるいは最高百万円に押え、あるいは一反ふり以下を均等に報償する、小さい一町歩以下のもの地主が八五%以上、こういうようなことでありますので、そういう点につきましては気の毒な立場に対して報償しよう、こういうことでございますから、私は農政とは別個の立場で考えられると思います、こう考えます。

○野澤勝君 赤城さんは当時相当の地主で、農地解放のいきさつを御理解いただいたと思つておりますが、なかなかどうも理解をされていないようにうかがえます。

私は、あの当時の経緯というものを静かにあなたは考へて、またはあの当時の経緯を分析すればお

わかりだと思ふ。大体農地解放は旧地主の方がみずから解放に努力したわけじゃないのですよ。あれはやはり御承知のごとくマッカーサーからのモラダムによりましてああいう状態になつたのです。そのマッカーサーがモラダムを出すまでにだれが一体努力したかというならば、日本の農民運動をやつておつた農民組合なんですよ。微力ながら、私もその責任者の一人でございます。

財閥を解体し、軍閥を解体し、労働三法をつくりましても、それだけでは日本の民主化はできないといふことを私は強く叫んだのです。日本におきましては戦後世にわたる農村の封建性というものを脱皮しなければだめだといふことを強く主張したのであります。ところが、その当時におけるわれわれの主張でありました小作料の五公五民、六公四民という旧地主制度打破の主張は相手にしなかつた。これは戦前からもこの高利小作料の解決のための努力をしまつてまいりました。戦後といえどもいち早く農民組合をつくりまして、以上のような財閥、軍閥、あるいは労働三法をつくりましても、それだけではだめだ、農村の封建性であるこの農地を解放してしまひたい。それで、その当時は民主局長がホイットニー、経済科学局長がマーカー、民生次長がケーリス、それにあつた御承知のとおり、おもに農地解放にあつたのは天然資源局長のスケンクです。それから農業課のウィリアムソン、リッチー、こういう諸君が中心で私どもの意見を聞かれたのであります。しかし、その当時の幣原内閣はそのことに対して反対をしておつた。たまたまその当時の農林大臣は自民党の松村君であつたけれども、松村君は私どもの主張にやう傾いてまいりました。そこで、われわれは占領関係のその諸君にいろいろ話をしたのだからわからぬから、いろいろ資料を持つてまいりました。そこで、最後に持つていったのが愛知県尾張における大名のもとにおける小作制度の残酷な物語を具体的に示しまして、このスケンクなどが、そんなことが日本にあるかといふことで全国を調べて、

その結果私どもの言ふことは虚偽でもなければでたらめでもないといふことから、日本の民主化をするためにはこれをやらなければいかぬといふことになり、これが動機となつたのです。

でありますから、いまあなたがお話になりましたように、第一次の農地改革は五町歩以上。五町歩以上の農地が解放されたところで、全国の耕作農民は浮かばれない、こんなものは少数の解放である、これは擬装だといふことで、追撃戦を私どもは努力いたしました。その当時われわれはマッカーサー司令部に押しかけまして、ハエのごとく追い散らされ、また追いまくられ、それでも屈せずしてこの運動に邁進したのであります。それでできたのが第二次農地改革、百八十万町歩が解放になつたのであります。

そこで、第一次農地解放をするときには、御承知のごとく、当時の農地調整法、第二次農地解放をするときには自作農創設臨時措置法、これによつてできたわけでごさいます。で、この法律の目的というものは、赤城農林大臣もお話になりましたとおり、「この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急進且つ広汎に創設し、以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ることを目的とする」、大体、農地調整法とまあ内容的には少し違ひはございませうけれども、耕作者本位でございませう。そこで、農地解放によりまして生産性が発展いたしました、あの危機を乗り越えたのが農地解放の成果だと思ひます。解放された農民は土地の生産の拡大、技術の研究、栽培に対する非常な努力、病虫対策、かような真剣な努力を払ひまして、御承知のごとくぐんぐんと生産性が伸びて、あの危機を突破、乗り越えることができたのでございませう。あなたのお話によりましてさういふと、あの当時の毒な地主もあつたといふと、確かにありました。いまお話しになつたような学校の先生のお話もありました。私も承知しています。しかし、それならばどこで線を引くかといふことなんです。私もそれだけじゃありません。

宅地、山林原野、一切を解放せよと主張したのでございませう。ところが、スケンク氏は、この農地解放をやるのでさえも官僚の抵抗がある、宅地あるいは山林等を解放するといへば、とてもそんなことはできない、官僚の抵抗が強くつたためだ、そこで諸君が民主的に今度は戦い取つて民主政権をつくつた上では君らの政策をだんだんやつたらいじやないか、だから、これだけにとどめる、これ以上はできない、日本の官僚の抵抗が強くつてきない、こういうことでわれわれはそれで一応手をおさめたのであります。しかし、そのときにいまだ大臣が申しました小さい地主、特に不在地主な態もありました。そういう諸君は非常に気の毒な状況にございませう。それで不在地主の場合にどこで線を引くか、君たちの言ふことを聞いておつたらで可やしないか、ここで私も農民組合に對しまして、小さい地主——小さい地主といへども善良な地主もあれば、大地主より悪つた高利小作料を取つていふものもあつたのです。だから、それをどういふふうにして処理するかという問題についてはわれわれもいろいろ討議いたしました結果、農民組合の自主性、農民組合の判断によりまして、そういう小さい地主の諸君に対してはやはり生活のできるように、耕作で

き得るようによつて考えてやるように私は主張いたしました。しかし、それは確実にはいきませんでした。いまのように農林大臣が非常に気の毒だと言ひますけれども、高い小作料を取つて、小さい地主がすよ、圧迫していたものもあるのですから、そういうのはどうしても農民組合との間に融和ができませんでした。

しかし、そういう考えで進めてきたのでございまして、ただいまあなたのお話によりましてさういふと、その例をあげましていろいろ説明されまが、それは農業以外の仕事に従事されておるのでございませう。もし従事するといふ場合におきましては、私は農民組合との間に話がでなければ、未墾地、そういう土地を整地いたしました耕作のでき得るようによつたらいいいじやないか、その相

談あるいはあつせんに労を尽くせと、こういうことを私は指示いたしました。しかし、そのときにそういった小さい地主に対しては、未墾地がありますからその未墾地を整理してやるようにする、その努力を怠らなからという折衝もしたのでございますが、その当時そういう地主の方々は、そんなことするのはいやだということがえんじなかつた方もあります。でありますから、その間の事情を十分了承されてくださるならば、私は今回の被買収者給付金の問題についても、最高裁の判決で正当な価格とかなんとかということではなくて、その経過から見ればわかると思ひます。

なるほど旧地主の諸君にもいろいろと問題もあるでしょう。あるでしょうが、そういう人々には農地をやる、経営するつもりか耕作するつもりかというのを真剣に聞いて、国がこんな報償金というふうな無理なことをやるのではなくて、むしろ整理までして農業経営に真側になつてやる気がもしやる気があつたならば、これに対してひとつこの農業の生産性を上げるために、貿易の自由化等のために農業基本法というものを適用いたしまして、もつと近代的なそういう一つの施策を持った経営に従事してもらへるかとかというふうなことを、親切に農林大臣のほうから案を提示すべきものだと思う。こういう点について大臣はどういうふうにお考えおられるのか、この点を私はお聞きしたいわけでありませう。農業基本法という問題を先ほど出されましたけれども、それならばいっそのこと、この諸君が土地から離れ困っているのだから、そういうことを考えたことがありますが、また近代化なり、あるいは将来の貿易自由化の対策として、農業政策をどういうふうにしていくかという点について協業化の問題もありまして、いろいろあります。そういう点について大臣は少しでも考えたことがおありでございますか、参考にこの点お伺ひしておきたいと思ひます。

ことを繰り返して申し上げるわけでございますが、そこで、農地改革にお骨折りのされた事情等も私もよく承知しております。ただ、その農地改革の後における点におきまして二つの点で私どもは努力が足らなかつた、こう思ふのです。

一つは、せっかく耕作する者に自作農として土地が所有されることになつたことについてでございますが、この生産の基盤の整備、ことばをかえていいますならば、土地の改良等におきましてその力の入れ方が足らなかつた。最近におきまして相当力を入れておりますが、当時改革の力の入れ方が足らなかつた。だから、土地の制度から見れば、耕作権が所有権に移つた、これだけであつて、その土地の質の向上といふことが、その質の向上に努力が足らなかつた、こう考えます。でございまして、私はこの土地基盤を徹底的に整備するといふことで歴代つとめてきました。一、その土地改良等によりまして基盤の整備を進めていかなければ、せっかくの農地解放がほんとうに生きて行かない、こう考えます。

もう一つは、先ほど申し上げましたように耕作権が所有権に移つた、これだけでございますが、日本の農業の非常な欠陥でありまして、他産業との競争力が弱い。あるいは、いまお話しした自由化にでもなりましたならば、日本の農業といふものは自由化を全面的に何の措置もなしに進むといふことになれば、国際競争力の弱い日本の農業でございまして、非常な痛手をこうむります。それの一つの大きな原因は、やつぱり日本の農業経営規模の零細、こういうことにあると思ひます。でありますので、農地改革の後において行なうべきことは、土地の再配分といふことが、経営規模を大きくできるような形で進めていくといふことが必要だつた、こういうふうな思ひますので、いまからでもおそくないので、そういう方面を進めることにいたしておるわけでありませう。

その他、御承知のように、私から申し上げるまでもなく、他産業との生産性あるいは所得の格差を是正していく、こういう面におきまして基本法

に基づいた農業の政策を行なつておるわけでございますが、いまの自由化の問題等につきましても、開放経済下におきまして他産業に対する競争力あるいは国際競争力を増していかないといふことであります。ならば、日本の農業は非常に危殆に瀕するものでございまして、そういう方面はこの問題とは別個に推し進めておるような次第でございませう。

○野澤勝君 私が大蔵に聞いておる趣旨は——旧地主が農地解放に非常に努力された、それでその報償を出すという法律案ですね、だけれども、その旧地主よりは農地解放に努力したの貧農や耕作農民であるといふことを私は強く主張してきたのです。だから、報償するならば、むしろ民主化のために、食糧増産のために努力された、こういう諸君に考えを及ぼすべきものであつて、私は、主客転倒しておると、こういう意見なんです。そこで、あなたに、農地解放当時の努力された分野、その経緯、そういうものを私は主張したのでございませう。あなたは農業政策の話をされたのでございませうけれども、私はそういう点を聞いておるのです。それに対して、農政とは別個の問題だといふあなたの説明に対して、私はどうしても納得がいきませんので、そういう点を私はお伺ひしておるのです。だから、私の言つたことがあなたにおわかりになれば、はつきり言つてもいいと思ひます。それです。全く当初の農民は気の毒であつた、そうして農地解放に非常に努力され民主化に努力された、そういうことをあなたの口から聞けば、私は話を先に進めたいと思ふのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話のように、農地解放前の地主対小作の關係は、非常に耕作者の立場は気の毒な立場でありました。これを是正するといふ意味合いにおきまして農地改革が非常に貢献をなしたといふことは、これは繰り返して申し上げておるような次第でございませう。こういうふうな土地所有者になつて、そうして食糧の危機も突破してくれたその努力、こういう点を考えますので、農業そのもの、あるいは農民そのものの地位の向上

といひますか、そういうものに努力を続けてそれに報いたといふ、こういうふうな考えております。

○野澤勝君 そこで、旧地主の諸君が非常に不満という点は、農地解放のときにただ安く取られてしまつた、それから取られた土地がべらぼうな高い値で売買されておる、これじゃわれわれは行くところに行けないといふような意見が出ております。私はこの点については幾分わかると思ひます。私はこの点について、それは昭和二十七年のときでございませう。しかし、それは昭和二十七年のときでございませう、あなた方が農地法を改正したんですよ。河野君の農林大臣のときです。私はあのときに意見を言つたんです。農地を他の目的に使用することができるようなことをすると、土地の値上がりやなんか問題が起つてくるから、——しかし、耕作以外の目的にその土地を使用することができるよう改めたのでございませう、そのときから問題を起したんですよ。だから、地主連中が不満を言うなら、私は、自民党が昭和二十七年当時にさかのぼつて反省しなければいかぬと思つておる。その当初私は心配しておつた。速記録を見てください。ちゃんと土地のつり上げになつておる。工場地帯あるいは都会地周辺。だから一体これをさしたんですか。私は、そういう反省がなくてこんな法案を出すといふことが心外でなぬ。実際、心ある旧地主諸君、きょうも傍聴に来られたか知りませんが、心ある旧地主の諸君、社会党や農民組合が反対するといふが、私は反対じゃないのです。やつぱり筋を通さなければいかぬと思つておる。

さらに、これは総務長官も聞いておいてもらいたい。君らの評価といふものが発表された。しかし、これはちゃんと評価して給付金を出す。その対象とする対価額等を大体きめたらしいのでございませうが、大体これはよくごらんになつたと思ひますが、経過といふものはよくごらんになつたと思ひますが、これはかつてにきめたんじゃないんですよ。あの当時ちゃんと農地委員といふものが出来まして、地主からも三名、自作から二名、小作から五人、市町村農地委員会はこういう委員

の選任をやったわけなんです。だから、何も農民運動が強くて当てがいぶちで価格をきめたというのじゃない。さらに、きょうはこまかい話になりますから申し述べませんが、大抵長い間の小作料から換算すれば、決して安い値段じゃなかったのです。あの当時、これは最高歳の判決例を待つまでもなく、われわれでもその数字はちゃんと出してあります。むしろ物価をつり上げたり農地法を改正いたしまして、ブローカー的な者にもうけさせるようなことをしたのはあなたの方じゃないですか。これは時間があつた、余裕があるならば、むしろその当時の松村君のひとつ意見を聞きたいと思つておるくらいです。これは政府委員じゃありませんから公の席上に出るわけにいきませんでしやうが、むしろ参考人として出ることができればそういう意見も聞いて、お互いにこの法案を審議する一つの資料にしたらいと思つております。

そういう事情もあるのでございまして、この点に對して政府はどういうふうに考へておるのか。昭和二十七年当時の、農地を他の目的に使用することができるといふように改正したあの当時の経緯、あの当時の事情、そういうところを勘案して、この報償給付金の問題についてあなたたちは一応それを検討したことがありますが、総務長官にひとつこの点を参考にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(白井莊二君) 昭和二十七年当時まで禁止されておりました解放農地の転用を許したといふことにつきまして、さらにそういう際には何らかの制約をするような条件がなにかを取りつけるべきではなかったか、こういうような問題につきましては、確かに御説のように論議の余地は十分あると存じます。その際に、農地以外に使用する場合においては、その余剰部分といふか、値上がり部分のある程度をどうするとか、国のほうに納付するとか、あるいはさらに転売する場合には国にまた売戻すとか、そういういろいろな点は、これはまああつたかと思ひます。しかし、実際の問題としては無条件でされたといふことは、

一つは、憲法上の私有財産といふことで一度許されたからといふことがあつて、公益の目的であればそれは制限ができるのでございまして、うういふいろいろな問題もあつて、それをもそのまま許された。ただ、しかし、そういう制限をつけますと、さらにまた逆に土地の値上がりといふことも考えられます。解放を受けた地主に非常な逆にいへばそれだけの強い制限をすることになります。そういういろいろな理由は当然あつて、これはそういう制限をつけなかつたものとは存じますが、確かにそういう点はあるかと存じます。

ただ、しかし、まあそれだからといって、旧地主の、いわゆる農地被買収者のこの解放農地に対する貢献度が少なくなるといふ問題でもなし、また、心理的影響といふものはむしろそれによつて非常な影響を受けた。したがつて、今度の法案につきましては、非常な心理的影響を受けたことを、また貢献といふものを多としてやつたわけでもございまして、ただいまのような議論のあることはまた別途の問題かと、かように考える次第でございします。

○野澤勝君 この間から同僚委員が質問をしておりまして、白井長官の答弁もありましたが、白井長官は、まあ所管が総理府に來たといふ關係で、序論において申し上げましたとおり、全くごみくずと申しては何でございしますけれども、やつかいなものを持ち込まれたといふようなことで、その答弁もしかたなしに答弁をしていられるのでございしますから、そこでやはり亀田君も木村委員ももの足りないといふわけで、総理を招致してその点の事情をよく質疑したい、こういうわけなのでございします。

まあ私は、心理的影響といつても、何も解放したところの旧地主の心理的影響のみが戦後の心理的影響があつたのではない。全国民がみんな大きな心理的影響、ショックを受けているのです。だから、ここであなたに私はこまかいことをあまり質問はいたしません、いまお話もありましたと

おり、二十七年当初、私も十分警告もし注意もしてあることが、御承知のごとく土地つり上げみたいになつてきたのでございします。それはやはり自民党自身が反省しなければならぬことである。こういう無理な、何といひまじやうか、手形を出してあるようなことは、国民の心理的影響にかへつてまじやうと思ひます。なぜ一体解放した旧地主ばかりがこうした恩恵に浴するの、むしろ一般の国民は不審がついていられるのです。その心理的影響のほうが大きいと思ひます。まあみてごらんない、次から次へといふ問題が出てきますから。

そこで、私は大蔵大臣にお伺いするのでございします。あなたには私は財政問題でいろいろと質問をしていられるに、国の財政が非常に困難である、容易なことではないといふことを言っているかと思ひます。千四、五百億ほど出してやる。ずいぶん隠し資産があると見えて、もしそういうような隠し資産があるとすれば、私はひとつお聞きしたい。しかし、政府の予算並びに財政事情は、私どもは資料によつて知る範圍では、そんなゆとりはないのでございします。それが、それほど詰まつた問題ですか。大蔵大臣はどんな心境でこれに賛成しているのか、どうしてこうしたばく大な金を出すか、日本の今日の財政にはひとつも支障をきたさないのか。あるいは貿易をふやさなければならぬといふお伺いながら、中国へのプランの輸銀延べ払い輸出はいけなといふ。共産圏や低開発国貿易増進の外為資金にしてはどうか。何だかさっぱり、私もにはわからぬのでございします。この際、大蔵大臣にその心境をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおり、財政はそう豊かなものではないといふことは、周々申し上げておるでございします。また、いままでは非常に高い成長率でございしましたから、名目的な国民所得も上がつて、税額も政府が企図いたしましたものよりも自然増収が多いといふような事態もございしましたことは事実でございします。安定成長期に入りまして、いままでのような

税の増収を期待することはできなくなりつつあるといふことも事実でございします。そこで、財政当局者として金を出さない、国民の税を預かつているのでございしますから、もちろんこれが歳出につきましては、真剣な配慮をやらなければならぬことは、これはもう当然でございします。でありますので、歳出要求に對しましては、いすれを優先せしむべきかといふことに對しては、重大な関心を持つとともに、しさいな検討をして、慎重な検討の結果、最終的にきめていくわけでございします。

農地報償といふものが他の歳出に比べて全く値なきものだ、こういう御判断であれば別でございします。まあ総務長官が申し述べましたように、また農林大臣が述べられておられます。私も申し述べたように、あなたは長い懸案の問題でございまして、あなたが先ほど御指摘になつたように、戦後といふよりも、世界的に見ても非常に大きな画期的な事業だといふことは、これはいふまでもない事実でございします。また、同時に、この農地解放が円滑に行なわれたという結果、今日の日本の繁榮の基礎はこれによつて築かれた、農村の民主化のみならず日本の民主化も、この農地解放の円滑な遂行によつて築かれたといふ評価も、あなたが間違つた評価ではないと思ひます。また、そのような大きなものをやるにつけて、法律を制定する当時、特にメモランダム・ケースのものでございしますが、もつと慎重に配慮すべきであつたといふこともございします。あなたが先ほど指摘されたように、これは二十七年か、二十九年か、私もさだかにいたしません。農地法で、他に転用しても先買いをしない、これは憲法論からそうなつたわけでありましたが、その前に自作農をつくるという場合、これを自作農以外の用に供する場合には、大体、解放地主に先買ひ権を、先取特権を与えろとか、そういう法律上の条文が整備をされておれば、私は今日農地報償の問題は起きないと思ひます。ところが、あれだけの重大な問題をやるに於ては、やはりどこかに水が漏れるものがあつたわけでもございします。もちろん、

またそれが二十七年に改正になって、他にこれを転売できるということになったわけでありまして、でありますから、非常に大きな事業が行なわれ、その結果としては、戦前のように小作と地主というような対立は農村においては無いのであります、対立すべき何ものもないにもかかわらず、今日依然として対立がある。それはなぜか。ものいわぬ感情的対立があることはこれは事実であります。

これは私が毎々申し上げておりますように、小作に売られた価格、それはもちろん解放地主から直接やられたものではございません。ありませんが、非常に安い値段で、それは対価としては合法的なものであり、当然な評価であつたといえますけれども、戦後の混乱時においてこれが直ちに現金で支払われなかつたというふうな、いろいろな問題もございまして、農地を解放した人の気持ちと、解放を受けた人が他に転売をして利益を得ているというその間に、何らかの割り切れない気持ちがある、人間社会にこういうことがあることは、これはまたいふことができない事実であります。

そういうことで、十数年間にわたつてこの問題が議論せられてまいつたわけでありまして、でありますから、しいて申し上げるとすれば——しいて申し上げるといふのは、農地解放というものの真の意味はそこにあると私は考へるのです。これだけの大事業を行ないながら、なお依然として対立すべき根柢のない対立が続いておる、何らかの措置によつてこれに終止符を打ちたい、これは政府としても、文教や、公共投資や、社会保障に劣らない政治の上の施策の一つを必要とする、こういう考へ方に立つて、またそういう考へ方に立たなければかかる法律を立法しうはずはないのであります。最高裁は明らかに、合憲であり、適正な対価をもつて支払われたものであると、何らの違法性も指摘しておらずでありますから、政府もまた、この最高裁の判例、判決というものをそのまま受け入れておるのでありますから、ですから、補償、再補償というふうな問題ではなく、いみじくもあなたが述べられた第二次農地解放、第

三次山林解放も行なわれようといひました、そういう過程から、戦後二十年の今日、見てまいりますと、何らかの政治の上に配慮を必要とする、こういう考へ方で、政府としても慎重に検討の結果、他の歳出との優劣を十分比較評価をした後、本法の御審議をいただくということになったわけでございます。

ですから、財政当局者としては、国民の金でありますから、なるべく出さうといたしません、出さうといたすべくあるというところは、これは基本姿勢でございますが、内閣として何も出さないで内閣の責めが終わるものではないと、そういう意味で、内閣は連帯して国会に責任を負つてゐるものでありますから、内閣が全部でございまして、この法律案を御審議をいたしたいとおるということでありまして、財政当局者としては、責任者として国民の金を使うことにはどんな場合でもより慎重にという気持ちには確かにございまして、慎重に配慮の結果、御審議をいただいておりますのでございまして、その間の事情は特に野溝さん十分に御承知の案件でございまして、政府の意のあるところも御了解を賜りたいと思ひます。

○野溝勝君 田中大蔵大臣は、財政上についてはきめこまかく配慮しておる、むだに扱ふぬというふうなことを言われておるのでございまして、政府はわかりまして、日本の財政が非常に困つておるというふうなことで、むしろ私は大蔵大臣に同情しておる。私は、あなたが予算方針を説明するにあたりまして、あるいは大蔵委員会において日本の財政状態を説明するにあつて、非常に窮迫しておる事情をよく訴へられる。しかるに、別に、いま絶対必要だといふ国民全体の要望である法律案じゃないのです、これは、これで千四、五百億も——百五十億年々出して、さらに、山一証券の、まるでかつてに土地を買つたり、そこらじゅうに思惑をやつたのが失敗した、そのしりぬぐいにはばく大な金を出さうとしてみたり、そんなものよりは、私は非常に心配しておる、それは、大体いま日本の財政がインフレーション・ファイナンス

を取りくずさんとするような状態でしょう。もしそんなことになったら、国際的信用が落ちて、国際収支にも響いてゐると思ひます。さらに大きく、IMFの通貨基金のほうでもなかなか問題になつてくるでしょう。そうなつてくれれば、さらに、本年度の所得税の八百億減税に倍もするような金を出しているわけですね。健康保険だつて、あんな負担金が非常にふえてゐる。この分の百五十億を一年だけで解決するじゃないですか。給付金の年間百五十億、もしこれを健康保険に充てれば、被保険者は非常に助かるわけですね。これは社会保障の一部でございまして、その他保育の施設の問題であるとか、あるいは給食の問題でありますとか、当面やらなければならぬ問題が山積しておるのです。むしろ、こんなことをやるならば、先ほど赤城さんにも言いましたとおり、数百年も圧制をやつてきたその治下で人間にあるまじき生活をやつてきたような旧小作貧農の階級が、その先輩に對し、その霊を弔う意味において、むしろこういふ人々、それからその遺族、そういう人々を慰勞してやる、あなたの言われたとおり、日本の民主化に非常に役立つた功勞者です、こういう人々の記念碑でもつくつて、各町村で除幕式でもやつたらどうかね。そういうことを、赤城さん

もだ、新潟縣から出ておるところの大蔵大臣もだ、真剣に考へないといふのは私はおかしいと思ひます。これはひとつ、私の言うことも真剣に聞いてもらいたいと思ひます。私は、絶対にこれは反対といふことを言つておりますけれども、ゆとりができてくれれば、まあそのゆとりもできてきますよ、私どもも。

しかし、私はその前に、先ほど大蔵大臣見える前に、農地を解放したといふたてで、その犠牲者というならば、私は整地をしてやれといふのです。そうしていまの日本農業では自給できない食糧を中心に農林物資を大量に輸入してゐる。食糧農産物だけでも十八億ドル、二十億ドルにもなろうとしておるじゃないですか。ごく近々に農林物資輸入は総輸入の半ばをこえますよ。だから、

むしろ旧地主の方々にその意思があるならば、整地をしてつくらせる、そういう方面に大蔵大臣は配慮をしなかつたかどうかといふことを私は聞いておきたいと思ひます。

それから、先ほど私の言つたのは、そういう方面に考へを及ぼしたことがあつたのかどうか。それと比較対照して見て、こつちのほうにどうも国民の金を出したほうがいいとお考へになつたんですか。

○國務大臣(田中角榮君) 歳出をきめるときには、非常に慎重な配慮の上で検討し、その効果を、投資効率というものを十分見まして、そして取捨選択を行なつておるというところはこれは事実でございまして、それと申上げます。

ただ、農地解放を行なつた被買取者に対しては、こういう給付金を給付するといふことはいけないことだといふ前提に立つておれば、これは問題は全然別でございまして、これは自衛隊をやめてその費用で食糧の赤字を埋めて米を安くしろ、こういう議論と同じでございまして、これは考へ方の相違、遺憾ながらそう言わざるを得ません。しかし、われわれがこの結論を出すまでは、一年や二年で出たわけではございせん。御承知の、もう十二、三年來本件に對しては十分な検討が行なわれ、いろいろな角度から評価が行なわれた結果、こういうことを必要とするということになつたわけでございます。

純農政費が三千七百億しかない、また年間減税を行なつたものはわずか九百億近くしかない、また米や食糧に類するものが年間十六億も十七億も輸入をしなければならぬから、そういうものに優先すべきである。比較検討して、文教を優先すべきであるといふ人もあります。また、託児所や保育所にやるべきだといふ人もありますが、そういうことはいろいろな評価はございしますが、そういうことは十分比較をして、しかる後に限られた財源の中でも農地報償を必要とする、政府はこういう認定に立つて御審議をいただいております。

あなたも、先ほど、まあ時が来れば、財政許すような状態になれば、必ずしもこれは絶対反対というのではない。それは農地の解放ということに半生をかけられてきた野溝さんとしては、私は理解のある態度だと思えます。私も新潟県人でありますから、新潟はとにかく米どころであります。しかし、一毛作であるために、ほんとうに不作になれば三年も五年も困るといふところにおりますから、農政や土地問題に対しては深刻な考え方を持っておるわけです。持っています、私は地主のむすこではない、俗にいわれる小作のせがれでございますが、新潟県の中でも長いこと、王蕃田の争議や木崎村争議など、もう血で血を流し歴史を私は承知いたしております。お互いの間でこんな闘争の歴史というものは好ましい姿ではない、子供心に強く肌を感じておったわけでございますが、それが敗戦後、敗戦の悲しい中ではあります、結果的には思いもかけない農地解放ができた。私はそういう意味において、解放を受けた側ではありせんけれども、少なくとも大きな歴史であり、われわれの時代にこの大事業をなし遂げられたということは非常に慶賀にたえないという評価はいたしております。

同時に、それだけ大きなことをなし遂げられて、そして今日の民主化の基礎になった大きな事業の陰に、対立感情を持たなければならぬ原因は皆無であるにもかかわらず、依然として農村に対立がある、こういう問題を排除するために政府が何らかの施策を行なう、これはやっぱり責任ある立場に立って、対立があるところにはいつでも金を出す、国民の税金をもつてまかなうという考え方に立っているわけではもちろんありませんが、ほんとうに民主社会をつくっていく、高い福祉国家をつくっていく過程において、そういう面もひずみの一つであります。私はそのひずみの解消に国民の税金を一部さくということも、政策であれば国民の理解は得られる、こういう考え方のもとに政府は慎重に検討した結果、そのような措置をとったわけであります。

あなたも先ほど、九百億か八百億の減税に比べて千五百億もと言いますけれども、これはことばのあやで言われたんだと思えます。千五百億を十年間で均等償還を行なうということ、八百億、九百億の今年度の減税が平年度に幾らになるかといえ、これはもう八倍、十倍という大きな金額になるわけでありまして、私も単なる比較で申し上げておるわけではありませんが、政府も本件に対しては非常に慎重に考えて、最終的な段階においてこれはやったほうがいい、われわれの時代によつてけじめをつけておくべきだ、それが次代の国民のためになるんだ、こういう深刻な気持ちで御答弁しておるのではありませんか、どうぞひとつ、その間の事情を十分知っておられる野溝さんは、特に御自分で、片山内閣から芦田内閣、吉田内閣に引き継がれたあの当時の混乱の中で大事業をなすべく推進された方でありまして、からやっぱり少しくなつたらこういう大事業には何とかがけじめをつけなければならぬ、こういうことは了解していただけるんじゃないかと思えます。今日、そういう意味で政府のいままでに至つた事態も御理解願われれば私は幸いだと思います。

○野溝勝君 どうも頭のいい田中大蔵大臣の答弁としてはまことに抽象的でございます、少しく納得できないのでございますが、この法案に對しまして給付を受ける側にある赤城農林大臣は、これを辞退しよう、そういう点から見ても、ちよつとこの法案に對する疑義というものが出てくるんですね。特に佐藤内閣でめめたものはないけれども、閣僚の中で田中、赤城というものはそれがなくて謙虚でいいといわれているんだ。その二人が口をそろえて心理作用とか旧地主の犠牲とか言っておるんだけれども、私はどうしてもふに落ちない。ふに落ちないことを聞くのがわれわれ委員でございますから、あなたもさつぱらに回答を願いたい。

これはおかしいんだよ。大蔵大臣は、とにかく自然増収が四千五百億を欠ける、ところが、今度は固定的な経費の増といたしまして、やはり三千九百億から四千二百億、使途特定の増とが三千三百億、あるいは給与、医療の問題の値上がりその他等々で二千億、道路の長期的な改良計画費用として八百億、そうすると差し引き五百億くらい増しかならぬ、災害があつたりその他いろいろ出てまいりますれば、こんなものは吹っ飛んでしまふ、こういう哀れな日本のふところ勘定じゃないですか。それで、中期経済計画なんて酔つたようなものを出しておるけれども、小訂利得君の放言じゃございませぬが、あんな酔つたようなものを出しておる。ああいう経済企画庁あたりが出すなら、内閣を動かすような材料を持つておるのな、いなければ、内閣の都合のいいように数字を合せてくる。そんなものは信用できない。あんな経済企画庁なんかつばしたほうがいいです。小訂利得君に言わせれば、つぶしたほうがいい。わけがわからない。まあこの話は別でございますけれども、とにかくこういふ苦しい状態にあるので、成長率もあなたの言われるとおり非常に狭められてきておる。何が当てる一体今後の国のやりくりをしていくのでございませぬか。国際収支だつてえらいよくない。貿易が黒字黒字といつてみたところで、あんなものは出血貿易です。こんな金があるならば、どうして——中国貿易であろうと何であろうと、共産圏の貿易だつていいじゃないですか。思想と経済は別だと、どんだんやつていけばいいじゃないですか。こんなことは子供でもわかる。賢明な大蔵大臣はわかつておるわけだ。それをどうです、この千五百億を、あなたは先ほど私の言つた千五百億について、減税の八百億というのはこれは一年間、その倍と私が言う、これは何年間の分だといふことを言われまして、これでも、それはあなた、大體常識ですよ。いづれにしても総額千五百億出すのだから、そうすると八百億の倍じゃないですか。これは間違いない。間違いないのですよ、私の言つたことに。ことは、そういう状態にある際に、どこから財源を持つてくるか知らぬけれども、これを出してしまつたら、あと大きな災害があつたり、その他新規事業なんぞ何にもできないことになりまして、それをどうするのですかといふことを私はさつき聞いたのです。そこで、こまかいことはききようは私は聞きませぬよ。こまかいことを聞いていくと、これから一々条文に触れていかなければならぬし、さらに、御承知のごとく、今後固定資産税をきつとふやすに違ひない。農村は三カ年延期したというけれども、これが通るとまたこの部面にちよこちよこ手をを出すのじゃないですか。いや、大蔵大臣、頭振つたつてだめだ。あなたはほくの言うとおり幹事長になるのだから、だめだ。(笑声)一番迷惑をしてくるのは農林大臣ですよ。あなたのとこに今度は火の粉が行きますよ。私が当時政府にどやつかいになつておるときに、解放された農民は非常に利益をしたのだから、これから反当たり二千円、三千円の土地使用税を取るといふ。私は絶対反対いたしました、ついに一文も取らぬことが決定的になつております。そのために内閣はやりくりしてしようがないから、おまえは考えたらどうだ、やめろといつて激論したこともございませぬ。これがまた、形は変わりますけれども、固定資産税の形になつて耕作農民に非常に重圧がかかつてくるのではないか。都会地周辺の農民は、これはある意味においては相当ブローカー的な根性もある。また、工場敷地に売つた農民の中にはいい利益を得た者もある。しかし、一般の耕作農民はそう影響はないのですから、今度はこの方面にしわ寄せが来る。これを私は非常に心配しております。この点に對してどうなのか。大蔵大臣、農林大臣、ひとつお二人の御意見を聞いておきたい。

○国務大臣(田中角栄君) この農地被買収者に対する給付金を交付いたしましたけれども、それが財源を得るために他の税率を引き上げる、固定資産税などを引き上げる、という考えは毛頭ありません。そんなことは絶対いたしませんといふことを申し上げておきます。これは公約して申し上げておきます。

○国務大臣(赤城宗徳君) この問題と関連して、固定資産税を上げるというよりなことはございせん。

○野溝勝君 このためじゃなくて、上げてくるのじゃないか。

○国務大臣(赤城宗徳君) この問題と関連しなくても、私は固定資産税はむしろ低めていくべきだと思っております。高くするという気持は持っておりません。

○野溝勝君 まあ、政府の閣僚諸君はその場その場をあれすれば済むのでございしますが、われわれみたいに全く農民と接触して、農民の生活をやはり自分たちの体験で政治の上に反映していくという者からすれば、あなたたちは永久に農林大臣をやっているわけでもなんでもないからいいけれども、おまえたちは政府にだまされたのだというよりなことになるのでございします。そういうことは幾らでもあるのです。私が先ほど言ったとおり、こんなものは昭和二十七年のときに、こういう土地を他に転用することができ、これが問題になつてこつたのだ。だから、あなたたちの責任なんだ、ほんとうは。

きよりは私はそんなことでいつまでもあれはいたしません、最後に、時間が相当経過しているのをごさいますけれども、私は総理大臣が来た際になんか伺つておりました。総理大臣が、総理大臣といつてみたところで結局自民党の方針なんだ。で、自民党の方針は、せつかく民主化の基礎をつくつてきた農地解放に対して逆戻りの政策をやつたということ、民主化を逆戻りさせるものだから、非難は受けますよ。そうしてこの問題のために今度多くの予算を要求した場合、社会保障だけでなく、ほんとうに国民の生活に必要ないろいろの予算が出てまいります。その際に、いろいろ理由を話しますと、あなた方は緊急必要でないこの被買収農地のこの給付金の問題を案外簡単に片づけちゃったのじゃないか、財源がなくても幾らでも出したじゃないかというよりなことを言われますよ。そのときの責任はあげて自民党が負つても

らいたいと思つております。

きよりは私はこれをもつて私の質問を打ち切りますが、十分反省して、いまからでもおそくないと思ひますので、十分総理と相談をされまして、本国会にこれを出さなければならぬことではない、そういう点を十分ひとつの総理とも、もうだめだということを言わないで、野溝がくだいような質問をしたけれども、もう一回総理と相談をしてみよう、こういう意見だがどうかというのを、ひとつ相談してください。私が総理が来た際にさうなことを聞いた際に、いや、田中君、赤城君からもそんな話を受けておりません、そう言われたのじゃあ承知できませんから、必ずそれを約束してまいります。私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 野溝さんのお気持ちは十分理解をいたしました。いたしましたが、総理に赤城さんと二人でもつて一ぺん取りやめたらどうかと言つたことは少し不見識になりますので、それはひとつごかんべんいただきたいと思ひます。

○野溝勝君 私の意見があつたということをお伝えする分には……

○国務大臣(田中角榮君) そういうことであれば……

○委員長(西田信一君) 委員の異動について御報告いたします。

佐野芳雄君が委員を辞任され、その補欠として野々山一三君が選任されました。

午後六時まで休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後六時五十九分開会

○委員長(西田信一君) 委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題といたします。

○中尾辰義君 この農地報償法案に對しましては、

いろいろな疑問点、不可解な点がはなはだ多いのでありまして、われわれといたしましては納得しがたい点が多くあるのであります。たとえば、最高裁判所の判決が二十八年度の十二月に、農地改革の買収価格等については適切である、しかも買い上げそのものは憲法違反ではない、このような判決も出ております。また、今回の報償を与える前にすでに第一回の報償金が交付されている、その点さらに、工藤調査会の答申を見ましても、旧地主はそれほど生活には困つてはおらない、こういうような点があるのではありません。しかも、四十六国会におきましては審議未了になつたわづきの法案であります。

したがって、まず私がお伺ひしたいのは、農地改革以後この報償法案を提出するに至つたところの経緯、それにつきましても、概略でつづつてありますから、白井長官にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(白井莊一君) この問題のいきさつの発端といたしましては、農地改革実施中からすでにこれに對して被買収者等からいろいろの意見が出ていたわけでありまして、そこで、先刻お話し

の最高裁判所の判決が出る前に對面につきまして速急訴訟がなされたのが、昭和二十八年十二月二十三日に合意という旨の判決があつたわけであり

ます。その後被買収者の方面からの非常な叫びがあつたのは、講和条約が発効後次第にその

いうあれが出たのであります。叫びがです。そこで、農地被買収者問題調査会というものが昭和三十

四年二月の国会に法案が出されたのであります。審議未了になりました。翌三十五年の六月にこれが成立いたしました。これがいわゆる工藤調査会でございます。総理府のほうにこれが設置

されたわけでございます。この調査会の調査が、三十五年十二月から三十七年五月まで、農地被買収者問題を中心といたしまして、国民生活につ

ての実態調査を行なうとともに、ことに被買収者の生業の問題、生活の問題に重点を置いて、これを調査をいたしました答申が三十七年の五月に出たわけでございますが、その内容の点はあとでまた御

質問がございましたら申し上げるとして、経過だけをお知らせすると、三十七年度予算編成の際に、自由民主党のほうでこれに對して何らかの措置をすべきであらう、こういう決定がなされて、

そこで、三十八年度予算におきましてこの調査費一億八千九百万円というものが設けられました。この予算の実行といたしまして、臨時農地等被買収者問題調査室が総理府のほうに設けられたわけ

であります。次いで、三十八年三月十二日にいわゆる交付金法案というものが、これが議員立法で提出してはという話もありましたが、三十九年に

おきまして、つまり前通常国会におきましてこの法案が一応つづられて、会期末でございましたけれども、法案が一応提出された、こういういきさ

つになつております。概略は以上申し上げたとおりであります。

○中尾辰義君 それで、この二十八年度の最高裁判所の判決がありましてから、一応地主をはじめこの判決によつて再補償の要求につきましてはあきらめておつたのじゃないですか。私はそのように思ひ

のですが、この点はどうですか。

○国務大臣(白井莊一君) 別にあきらめていたというふうにも見受けられませんが、ただ、最高裁判所の判決でございまして、政府といたしましては、先

刻お話しのように、これは農地の解放は適法であり、またその買収価格も適正であるという判決が出ましたので、したがつて、これをその上さらに補償するということは、政府の見解もさういふ最

高裁判所の判決と同様な見解をとつておりますので、補償ということはむしろかしいというより世間でも一般でも考えまして、そこでこの報償とい

う問題が議論ののほつてきたわけでございます。

○中尾辰義君 ですから、その最高裁判所の判決によつて、政府もその後はあくまでもこれは補償をしない、このようにやつてきたのでしょう。

○国務大臣(白井莊一君) お説のとおり、再補償はしない、こういうことでございします。

ることが、政府の見解がどの辺から変わってきたのか、この点について伺いたい。

○国務大臣(白井三二) 君 これは現在でも、最高裁の判決が出て以来ずっと再補償はしない。したがって、今度の法案につきましても、これは補償の追いつきとか、あるいはまた再補償、こういう意味ではないという見解をとっております。

○中尾辰義君 まああなたの答弁は今まで何回か私は聞いておるわけですが、再補償ではなく報償であります。しかし、この点がわれわれも非常に納得をしがたい点でありまして、報償にしても、補償にしても、これはお金を出すことには変わりはないじゃないですか。実質的には補償と何ら変わりはない、そういうような疑問点が出てくるわけですね。名目はそうでありまして、旧地主としてはお金をもらえばそれでいいわけですか。ですから、報償というものは受け取れないですね。そういう点をもう少し納得のいくように説明をなさらないと、われわれも納得できない。そういう点……

○国務大臣(白井三二) この点は、なるほど金銭をもつて報償をしておるのでございしますが、同じ金を払う場合にもその意味がいろいろの場合があるわけございします。この点は、本法案と、また前に補償として払ったときの金額とは、金銭は金銭でも、お払い申し上げる目的が違います。ですから、したがって、世間でも、たとえば表彰をする、あるいは感謝の意を表する、そういう場合でも、品物を贈る場合もありますし、またお金を贈る場合もありますし、同じ金を出すのでも、これは賞与として出すときもありませんし、あるいはまた俸給として出すときもありませんし、その他債務の支払いと、金の使い方はいろいろございしますが、目的が違っておる、こういうことでございします。

それから、なお申し上げますが、補償のあれには買取の土地に全部比例して支払うのが原則であります。今度の場合には、たとえば一畝未満につきましてはそれはもう全然これには考えていない。

それから、まあ一畝以上一反未満については一万円、それから一反以上一町歩以下は二万円、こういうふうに減退率を掛けまして、そうしてまあちやうど三十五町歩で百万円になるわけでありまして、それ以上は何町歩の旧地主でございまして、これはもうそれで打ち切り、こういうふうにしておる点も、いわゆる補償と報償とのそこに區別が相当あるわけでございます。

○中尾辰義君 それで、その最高裁の判決が出ましてから、この補償の要求につきましても、私は一町地主も最高裁の判決がありますから納得をしておつたように思ふのです。それから、その旧地主の補償に対する要求運動というものが起こつてきたのですが、なぜ起こつてきたのか。最高裁の判決がありましてから、政府は再三再四補償はいたしませんと、このように言明をしておるのです。それがだんだんと変わつてきた。それにはまあ旧地主の補償要求の運動もあつて、そこへ与党議員の自民党諸君がこれに参加をして今日に至つたように私は思ふのです。そうしますと、これは旧地主ということもありまして、この報償法案提出に至つたところのその火元というものは自民党諸君じゃないかと、私はこう思ふ。まあそういうところには世間が疑惑を持っておる。自民党の選挙対策じゃないか、こういうふうにいわれておるんです。あなた方としてもこのことこそをはつきりと明瞭な答弁をしなければ、非常にずいぶん点があるんです。ですから、私はまあ親切に言つておるんです。どうですか、その点は。

○国務大臣(白井三二) その点は、工藤調査会で調査いたしました際に、これはさつき申し上げましたように、生活問題、それから生業の問題を中心にして、そこで生業の毒な、非常に困つておる地主に対しては、生業資金の貸し付けというところで、国民金融公庫法を直しまして二十億の融資をしたい。しかし、それだけではなかなか――一応社会保障の面につきましても、それに

よつて、これはまだ法案は通りませんけれども、ある程度緩和される面もあるものでございしますが、

しかし、それだけではなかなか、心理的影響という問題につきましてもさういふようなことだけではいられないし、また、これはもう当初から申し上げておきますように、農地改革の成果というものは非常なものでございまして、これによつて日本の今日の復興というものがなされた基礎をなしたものである、したがつて、この貢献というもののついで、これを非常に多として、そしてこれをねぎらうという、こういうことをやるべきじゃないかという意見が出てまいりました。と申しますのは、先刻申し上げましたように、総理府に三十八年から臨時農地等被買取者問題調査室を設けまして、そしてこれは生活問題ももちろん調べましたが、基本的な問題とか、あるいはまた世論とか、そういう各方面について調べたのでございまして、しかも、この農地被買取者のこういう点を調べてみますと、一畝以上一反未満の者が一八%でございしますが、一反から一町歩未満の者が六四%でございしますが、一町歩以下という者が合計して八二%というふうに、このクラスの者が非常に多いわけでございます。まあこれらの点を考慮いたしまして、やはり何らかのことは、いま申し上げたような二点に重点を置いてでもしなすきならぬ、こういうことで、補償という点も意味とは全然別個に、しかも社会保障という点を離れまして、世論調査の結果をも見まして、これをいたしたのでございします。

ただ、世論調査の結果で、本委員会においても問題になりましたのは、社会保障的な見地をこれに入れなかつた。要するにまあ所得制限をしなかつたといふところに、この前もいろいろ御意見を伺つたのでございしますが、そういう点で、社会保障的な見地を入れなかつたといふところのいろいろ御意見はございしますけれども、もともと本法案がその社会保障的な点でやつたのでない、こういうことから、それだけ入れなかつた、こういうことでございしますが、しかも、これにつきま

しては、さつき申し上げましたように、百万円で頭打ち、そういうことがありますので、入れな

かつた、こういうことでございします。

○中尾辰義君 まあ、大臣は私の質疑に対して答えてもらへばいいのでありまして、しまいで言うてもらわなくてもいいわけですね。

いまの問題につきまして、大蔵大臣の答弁を先ほど私はちらつと聞いたのでありますけれども、再確認の意味におきまして、本法案を出すに至つた見解についてひとつ大蔵大臣からお伺いしたい。

○国務大臣(田中角榮) もう間々申し上げておるとおりでございします。大体いま総務長官の答えたことで御理解いただきたいと思ひます。

○中尾辰義君 これはね、答弁があまりにも懇切を欠きます。特に私はあなたを指名して質問をしてゐるのです。白井長官と大体同感でありますというふうな答弁では、私は困るわけですね。公明党を代表してあなたに聞いてゐる。

○国務大臣(田中角榮) 本件を提案に至つたまでの事情は、間々申し上げておりました。と申します。先ほど野澤委員にも申し上げましたが、最高裁の判決は政府もそのとおりこれを認めておるわけでございます。農地解放に対して再補償するといふような考え方は毛頭ないわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたとおり、非常に世界の歴史の上から見ても大きな仕事でございします。また、日本の農村の民主化の歴史の上には、この農地解放、地主と小作の問題はまさに特筆大書されておつたわけでございます。どこでも敗戦といふようなものを契機にして、民主化をはかるという根底の大事業として農地の問題、解放問題が取り組まれておるわけでございます。これが無血の状態において円満に遂行されるというところはその例が非常に少ないのであります。また、戦いに敗れて非常に苦しい悲惨な状態でございしましたが、まあ二十年を顧みますと、あの敗戦の中で農地解放といふ歴史的にも非常に大きなものが無血で、しかも円滑に行なわれた、この事実はいくらも否定できないことであります。しかも、それはただに農村の民主化というふうな

ものではなく、戦後の民主化の根幹をなしたと、政府はそういうふうに考えて高く評価をしているのであります。でありますから、この農地解放というものの対しましては、国民も私はこの評価というものの対して異論を差しはさむ者はないと思っております。特に政府はそのように評価をしておいたわけでありまして。

で、実際は、御承知のとおり、自作農創設ということで農地解放が行なわれたわけでありまして、自作農以外の用途に供することはできないというのが原則であらねばならぬわけでありまして。これは国有財産と同じであります。国有財産をある目的をもって払い下げられたものは、他に転用した場合はその差額を徴収せよということは、この委員会でも、また決算委員会でもどこでも言われておりますように、当初の目的の用に供するということ、この大事業が行なわれたことは事実であります。しかし、その後、昭和二十七年でございまして、法律改正が行なわれまして、その他の用に供することを認めたわけでありまして、それから、この農地解放というものの処置には二つの問題がある。

その一つは、第一番目の第一次、第二次の農地解放、いわゆる占領軍のメモによつて政府がこれを起案したというときに、自作農以外に転用する場合に、やはり旧地主の先買権というふうなものを規定すべきであったことは当然のことである。ですが、それは当時法文に欠陥があつたというのを私は感じていたのであります。そういう問題に対しての明確な処置が欠けておつた。それだけではない、二十七年の法律改正で、他にも売買することができるようになりました。ここで問題が起きたことはもう皆さん御承知のとおりなんです。

まあ当時二百円とか二百五十円とか三百円とか幾ら高くて四百五十円とか、こういう価格でもって売り払いを受けたものが、都市周辺においては坪当たり何十万円。こういう利得に対して、これは不当利益であるから、不当利益は差額を徴

収すべきである、こういう議論が一部にございまして。私たちもこういう問題に対して検討いたしましたのであります。これはもう第一次、第二次農地解放のときに失敗があつたんです。ですから、一ぺん国民に与えた権利はこれを侵すことができない、こういう考えでこの差額徴収というものは法律上も憲法上もできなくなつてしまつたことは、もう歴史の示すところなんです。

本件に対してはもうあらゆる角度からこういう問題があつたことも、皆さん御承知のとおりであります。ですから、政府はこういう事態に対処して一体どう処置するかというのを、十数年におつたてて本件は自民党においても政府においても、また世の識者においても検討せられてきたことは、もう御承知のとおりであります。まあ、最終的には――まあ戦前のように地主と小作というものの中には争うものもないわけでありまして。ですから、昔は搾取されたとか、収奪の暗い歴史があつたとか、血を流した小作争議があつたとか、そういうものをあつさり第一次、第二次農地解放で農村の民主化が行なわれてきつたこと、この思ひわけでありまして、事実はいくらも、農村においても依然として対立抗争の感情的なものがあつた。これは何か、正當なる補償の上に農地を国に売り渡したものであつても、かつての小作は先ほど申し上げたように他に転売して何百倍というふうな価格で収入を得ている。これはもう感情的に相いれない。こういうものは、大事業をして有終の美をなさしめるためには、何らかの処置を必要とする、こういう考えで政府が取り組んだのであります。農地被買収者の圧力や団体の圧力に屈したのでは断じてありません。これはもう将来のために私は明らかにしておきたいと思う。

大事業をなしてもそれはあたりまえである、こういう考え方は大義に人々はなくならないと思ひます。ですから、政府は補償することは当然のことであつても、補償でなくとも、善行に対して、大きな問題で裨益した国民に対して何らかの処置を行なうということは、これはやはり政府のつとめ

でもあるわけなんです。ただ、政府がつかみ金でどれだけでやるわけではありせん。国会の議決を経て、国会の意思が決定したならば、法律に基づいて補償あるいは褒賞、給付金を交付する、こういう非常にこまかい、しかも深刻な、また世論の批判に十分たえるような慎重な態度で今日までまいりました。それで皆さんに御審議をいただいている、これが政府の見解であります。今日に至つた私の大蔵大臣としての本法律案に対する見解であります。

○中尾辰義君 それで、いまの大蔵大臣の答弁につきまして、まあ地主と小作人の対立というものはなかなか解けない、安く買った土地が高く売れるのを見て、まあそういう感情的なわけばかりというものがある、これを何とか政治的に解決しなければならぬということでありまして、これは報償金を与えることによりまして、まあわずかに反当たり二万円程度であります。これは感情の対立というものが今回で、この法律の施行によりまして解けるかどうかという問題です。やはり対立というものはある程度残るのじゃないか、この思ひわけですが、この点はどうです。

○国務大臣(田中角榮君) まあ対立抗争のような状態があることは望ましいことではない、この申し上げていくわけでありまして、これを交付すれば全部なくなるというのではございせんが、なくなるかなくなるかかわからぬから、そういうものを交付しないといふ議論にはならないわけでありまして。ですから、私は、ただそういう対立抗争があるから、この給付金を交付すればなくなるといふことだけで言っているのはありせんが、これは提案理由にも申し上げたように、これだけの大事業を行なう過程において、精神的に経済的に受けた有形、無形の苦痛、こういう精神的な苦痛に対して何らかの報償を行なう、こういうことでありますから、すなおにひとつ報償というところで御理解を賜われば幸いでございまして。

○中尾辰義君 それで、大蔵大臣が、いろいろなことを多角的に検討を加えた結果このような法案を御審議を願いますということでありまして、例のこの工藤調査会の答申に基づきまして、被買収世帯の収入は買い受け世帯及びその他の一般世帯に比べて必ずしも低くない、その生活状態というものはむしろ中より上の暮らし向きのほうが多い、こういうような答申が出ておりますし、しかも、この一千四百五十六億というものはただ政府の一存ではなかなか使えない財源であります。やはりいろいろな角度から検討を加えていかなければならぬのであります。この答申をどうお考えになるのか、それをお伺いしたいのです。一番最後のほうには、「巨額な金額を被買収者に交付することは諸般の情勢上適当でない」とする見解が多かつた。とある。これは国民の意見じゃないか、私はこう思ふのです。どうでしょう。

○国務大臣(田中角榮君) 私からお答え申し上げます。そういう問題に対しての御質問も過去にも何回かございまして、これはサンプル調査といふことでございまして、何百万世帯に対してやつたわけじゃないです。まあ大体サンプル調査だから的確な数字ではないが、御答申をいただいております。私は、その工藤調査会が、こういうものをやつてはならない、という御答申であれば、これは政府を拘束いたします。いたしますが、やつてはならないというよりも、すなおな状態において審議をした結果、一般よりも高いという人もあります。低い者に対しては、生業資金云々に対しては何らかの処置を講じたらよろう。すなおな答申でありますから、私たちは、工藤調査会の答申といふ御審議をいただいております。先ほどから申し上げておりますとおり、農地解放といふものはサンプル調査でありますし、政府が独自の見解に立つてより高い立場でこれに對して最終的判斷をするということは、これは政府

が独断でやっつけしやうということがあれば別であります。が、国権の最高機関である国会の議決を求めるのでありますから、最終的に効力の発生は政府独自の見解ではできないのであります。憲法の定めるところにより、国会の議決がなければならぬということであり、私にはいまの工藤調査会の答申と政府が御審議をいただいております本法律案との間に相反するものはない、こういう見解をとっております。

○中尾辰義君　そこで、大体農地報償の問題がです。自民党内におきまして問題になったときに、自民党の大蔵大臣の見解がここに出ておりますが、自民党の農地問題懇談会特殊財源等調査小委員会での検討を加えた結果、最初植木庚子郎案ですか、案によりまして、報償等が九百五十億円、こういうふうに出ておるんですよ。それに対してあなたの御意見はです、この財源難のときに九百五十億円も報償するなんてとんでもないことである。植木案をぐっと下回る政府案をつくって対抗すると、このようにいきまいておる、こういうふうにあるんですが、そうしますと、あなた自体も大蔵大臣として財源等も考慮して一番最初は反対であった。ところが、だんだんと変わってきた。これは心境の変化というものはどういうことになったのですか。これをひとつ伺います。

○国務大臣(田中角栄君)　そういういま御引用なさったような記事がどこかに出ておったことは、私もさだかではございませんが記憶いたしております。まあ私もそういう心境であったのであります。確かにそういう時代がございました。これは財政の責任者としては国民の税金を預かるのでありますから、幾らでも金を出さうということじゃ、もうそれこそ指弾をせられるわけでございます。周知の通りというものを対しても、もう一度拡大鏡で見るといふくらいな態度であるということ、これは、もう当委員会でも御指摘を受けておるとおり、これはあたりまえのことです。本件に対しては、一番初め新聞その他でもって報道せられたのは一兆円なのであります。八千五

百億円案、七千億円案、六千億円案、五千億円案、三千億円案、だんだんと四、五年のうちに縮められて、最後に植木案は約千億というところまであります。私の案は当時は三百億くらいのもので、よく見たらこれは百億くらいであるということ、こういうふうなことで党側から非常に上上げられた、こういう状況であると覚えております。しかし、大蔵大臣はあなたがなりのことでも、そういう姿勢であるべきであるということ、私も例外ではなかった、こういうことでございます。

しかし、いろいろなことを、その間さらに政府と与党の間でも、工藤調査会の調査においても検討しましたし、政府自体もその後費用を計上して調査した。だんだんその全貌というものがわかってまいりまして、最終的にはこれはもう内閣できめて、国会に対しては内閣は連帯して責任を負っているわけでございます。でありますから、ただいまの農地管理事業団などに對しても大蔵省は初めは反対でございます。こういうことであります。農林大臣の話をよく聞いています。うちに、いいことだからこれは国民の税金を使つてよろしい、こういうことでだんだん賛成をする。こういう過程のことでございますから、その間の事情は御了解いただきたいと思ひます。

○中尾辰義君　それでは、この今度の給付金交付は一応まあこれは補償ではない、報償であるというところになっておるわけですが、ここで私が少し納得がいけないのは、農地改革によって買上げられた解放農地というものは、田と畑と、その以外に未墾地あるいは採草放牧地等も買収されておるはずなんです。それが一体解放地の何割くらいになっておるのか、またその世帯主というものはどのくらいであったか、その点についてお伺ひしたいのです。

○政府委員(八塚陽介君)　ただいまお話しにございました、田畑以外に未墾地等が農地改革の際に買収されたではないかという点が第一点でございます。したが、確かにお話しのとおり、未墾地につきまし

ては自創法で買っております。ただ、これも御承知かと存じますが、未墾地に關しましては、すでに昭和十三年から土地利便の高度化というふうな観点で買っておりますし、現行のいわゆる農地改革が終りまして農地改革の成果維持という現行の昭和二十七年からの農地法のもとにおきましても、現在なおかつ未墾地はやはり買入という制度があるわけでございます。そういう意味におきまして、いわゆるプロパーの農地改革とはかなり趣を異にするわけでございます。そういう点で今回の対象にいたさなかつたのでございます。

なお、面積の割合といたしましては、この資料にありますように、田畑では百八十八万八千歩というところになっておりますが、未墾地は約六十万歩を累計で買っております。これは旧自創法だけではなくて、その後の分も含めまして約六十万歩を買つておると思ひます。その中に何戸世帯というものは、ちよつとすぐいまいわかりかねます。

○中尾辰義君　それで、今回の報償は田と畑はありますけれども、いまの未墾地についての報償がないじゃないか、こういう疑問が私は生ずるわけでありまして。あなたの言ひ分によりますと、戦時中に食糧増産に貢献をした、また農地制度の近代化に協力をした、そのほうびとして上げる。こういうことになれば、この未墾地というものは食糧増産に貢献をしなかつたのか、しなかつたから今回お礼が出ないのか、この辺のところは私は少し納得がしがたいのですが、どうですか。

○政府委員(八塚陽介君)　その点について私ただいまお答えをしたつもりでございますが、なおことはが足らなかつたように思ひます。いまも申し上げましたように、農地改革というものは要するに地主と小作の関係を改革するというところ、これが大前提でございます。その上に立つて農地制度の民主化なりそれに基づきます経済の民主化というふうなことがあるわけでございます。あるいはそういう改革をするということにおいて、その過程で心理的影響なりそういうものが出る。そういう意味におきまして、地主と小作という関係、これ

は先ほども大蔵大臣がお話しになりましたような地主と小作というものの関係に着目した改革というところでございます。そういう意味で未墾地と田畑というものは非常に取り扱いが異なっている。逆に、先ほども申し上げましたが、現在の農地法におきましても未墾地はやはり買入ということになっておるわけでございます。しかし、農地改革というものは、これはもう現在の時点では、農地改革をやるといつ時点ではございませんから、明白でございます。そういう意味におきまして、私どもは区別をする必要があるというふうに考えたわけでございます。

○中尾辰義君　どうも、いまの答弁は私は納得がいけない。あなたが一番最初は、先ほど申し上げましたように、戦時中の食糧増産に協力をしたそのお礼である。未墾地だつてやっぱりこれは協力しておるはずですが、そういうふうな点からいって何がしかのほうびがあつてしかるべきじゃないか。そうしないと、これははなはだ不公平である。もう一ぺんあなたの答弁をひとつ、これは大臣から……。

○国務大臣(白井莊一君)　これはただいま室長からお答え申し上げましたように、田畑以外の土地につきましては、いまお話しがございましたように、戦時中から食糧増産というふうな点から国が買つていたことは事実でございますが、しかし、これは戦後の農地改革とは多少違つて観点から戦時中から買つておりました。結局、地主と小作との関係を解決して自作にしようというのが農地改革の一番大きなねらいでございますが、それが戦後行なわれたわけでございまして、今度の農地報償につきましては、戦時中の食糧増産というけれども、確かにこれは貢献したことでございまして、戦後行なわれた農地改革についての問題を取り上げまして、戦後のあの食糧が非常に困難な時代に、この農地改革によって自作農がたくさんできて生産意欲も向上して、そしてこの食糧難、当時のあれから、もちろん米軍の余剰物資のいろいろ贈与、

そういうものがございましたけれども、それは一時しのぎでございまして、根本的に立て直りましたのがやはりこの農地改革によってである、こういうことで今回はこの農地改革による部面について取り上げたわけでございます。

○中尾辰義君 どうも大臣の話、私はわからぬのですが、あなた農地改革の面を取り上げておられますけれども、この前からの答弁によりますと、やはり食糧増産にも協力をしたことのほうびである、ああいう答弁をなさるから、私は、それでは未墾地は未墾地であつて、これはやはり耕してイモをつくるなりいろいろなことをやつて食糧増産には全然協力をしなかつたのか、こういう疑問がやはり出てくるんです。そこを、これは農林大臣でけっこうですが、納得するように答弁をしてもらわないと、やはりそういうような疑問な点が残ると、私もこれは断じて反対をしなければいけない、こういうことになるのですからね。ただおさなりの答弁では困る。私も聞いて納得のいく答弁をひとつ、今度は農林大臣でけっこうです、お答えいただきたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農地改革がどういふ奇手をしたかという、いままで大体二点を言われておるわけですね。農地改革の結果小作人であつた者が地主になつた、自分が所有者にもなつた、こういうことで、その土地に力を入れて、その結果非常に食糧の危機を突破した貢献がある。もう一つは、地主・小作という制度はよい制度じゃない、やつぱりつくつておる者がその土地を所有する、こういう形態のほうが制度としていい制度だ、こういう点から、地主対小作というふうな関係を大体耕作本位、自作農本位、こういうことに直していった。その制度に対してメスを入れた。こういう二つの点が農地改革がこの社会に寄与した大きな功績だ、こういうふうに見ておるのであります。

第一点の食糧増産といいますが、食糧増産に寄与した点においては、未墾地の買収と農地改革と同様じゃないかと、こういう御指摘のようでござ

います。ところが、未墾地の買収につきまして寄与したという点が農地改革と同じなのは、未墾地を買収してそれを耕作する人が一生懸命に働んで食糧増産をした、この点におきましては、農地改革におきましても、農地の所有権を取得して耕作者がその土地について働んだ結果が食糧増産に寄与したという点では同一だと思ひます。しかし、この法案の報償というものは、その耕作者に対する寄与と、こういう面では前からこれは農政としていろいろそれに報いていかなくちやならぬといふわれわれとつとやつておるのでございませうけれども、それは別に地主の貢献という面をとらえて報償する、こういうことでございませうから、未墾地につきましては、農地改革前、戦争あるいは現在におきましては、これは継続しておりますので、これは農政面としていろいろ考えてます。すういかなければならぬ問題でございませうが、この法案におきましては、農地改革を契機とした旧地主に対する問題を取り扱ふと、こういうことでございませうので、おのずから視点が違つておると、さういふふうに私は考えております。

○中尾辰義君 しかし、納得がいきませんけれども、次に移ります。

それで、問題の発生は、買収をされた農地がその後非常に高値に売れて、それに対するところの旧地主の不満というところになつておるわけですが、そこで、農地改革後の農地の移動状況につきましてどういふふうに移動しておるのか、その実情についてひとつ説明をお願いしたい。つまり、自作地の所有権の移動ですね。

○政府委員(八塚陽介君) 最近の農地の移動につきましては、現行の農地法によりまして移動統制があるわけでございませう。それにつきましては、農林省の統計によりまして、三十八年におきまして自作地の有償移動、これが三十八万五千五百八十五件ということになっております。つまり、自作地を売るといふ場合でございませう。それで、面積にいたしますと、これは七万一千三百三十九町歩ということで、全体の現在の農地面積が五百万

町歩かと存じますが、パーセンテージにいたしますとごくわずかでございませうが、大体さういうことになつております。

○中尾辰義君 ですから、これは大体全農地のパーセントにしたらどのくらいになつておりますか。

○政府委員(八塚陽介君) 約一・二、三%かと存じます。

○中尾辰義君 それから、この農地転用の状況ですね。これもわかっているはずですが、これはどうなつてゐるのですか。

○政府委員(八塚陽介君) これも三十八年の数字でございませうが、件数にいたしますと三十五万八千四百十八件といふことでございまして、面積にいたしますと、三十八年度間で二万六千二百三十二町歩といふことになつております。

○中尾辰義君 それから、このいまだあなたからお伺ひしました農地移動あるいは農地転用の行なわれた土地のうち、いわゆる解放農地の面積はどのくらいになつておるか。これが大体もとなつておるわけでしょう。ですから、私はお伺ひしたいのです。どのくらいですか、転用されて高値で売れてゐるのは。

○政府委員(八塚陽介君) 農林省の統計におきましては、先ほど来も問題がありますように、現在はさういふ点についての創設農地、いわゆる解放された農地について区別をいたしておりませんので、その部分の統計数字はございせん。ただ、類推といひますか、推計をいたします場合には、全農地に対して百八十万町歩が解放されたわけでございますから、その比率で考えていくといふことに推計するよりいたし方がないという状況でございませう。ですから、さういふ推計をいたしますと、三十八年度では年間五千二百町歩が転用面積のうち創設農地であらうといふことに一応推計ができるわけでありませう。

○中尾辰義君 いままででの累計で、どうですか。

○政府委員(八塚陽介君) これは十年間にいたしますと、十年間、つまり二十八年からいたしますと、

これは十倍で五万二千町歩くらいになると思ひます。

○中尾辰義君 さうしますと、百八十万町歩の解放農地のうち、實際農地が転用されて、いわゆる旧地主が言われるように、われわれの売り値より非常に高く売られておると、さういふものが百八十万町歩の中で五万町歩くらい、さういふ見当になりますか。

○政府委員(八塚陽介君) 転用をいたします場合には、大体さういふことでございませう。

それからなお、農地の価格に、つまり先ほど申し上げましたように、さうでない移動、つまり転用でない移動も、これのほうが大いいわけでございますが、十年間に約一五%程度になる。それやはり一応影響するかと存じます。

○中尾辰義君 次に、農地の買収価格についてお伺ひしますけれども、当時は旧のほうは貸賃価格の四十倍で七百六十四円四十銭、畑は四十八倍で四百四十七円八十四銭と、さういふことになつておりますが、この貸賃価格の四十倍あるいは四十八倍という数字ですね、これはどういふところからさういふ算定の基礎が置かれてゐるのか、それについてひとつ説明してほしい。

○政府委員(八塚陽介君) まず、農地の買収価格をどういふ考え方であるかといふことにつきましては、考案方として、つまり自作収益価格でいくといふことになつておるわけでございませう。昭和十五年から十九年の平均の水稲の反収を二畝二石と、実収高を一畝二石といたしまして、もちろんその二石が供出と自家保有に分かれるわけでございます。まあ分ける理由は、供出分とそれから自家保有分とがそれぞれ単価が違ふといふことで分けるわけでございますが、単価がそれぞれ、生産者の分は高いわけでございますから単価が違ふ、さういふことで計算をいたします。なお、当然副収入、わらその他の副収入が入るものでございまして、さういふ計算をいたしますと、反当玄米で二石といたしますと、粗収入二百四十八円七十五銭といふのが昭和二十年計算でございませう。一方、どれ

だけの生産費がかかるかということ、これはやはり食糧管理局の統計で見ますと、二百二十四三十七銭というに相なる。そういたしますと、純収益が一歩当たり三十六円三十八銭ということになるわけですが、農家は、これは自分で働き、自分で経営し、自分で土地を持っておるというのでございまして、利潤部分、つまり経営者としての利潤部分を一応原価として見る。そういたしますと、残り二十七円八十八銭というのが地代部分に当たるということになります。つまり、その地代部分が持つておる値打ちが二十七円八十八銭。これを当時の国債利回り還元いたしますと、自作収益価格、つまり田の自作収益価格というのが七百五十七円六十銭ということになるわけでございます。これはもちろん中層の平均的な値でございますが、ところが一方、全国の上地はそれぞれ地力等級いろいろあるわけでございますが、これを一応あらわしておるのが貸賃価格である。したがって、貸賃価格の平均が当時十九円一銭ということになっておりましたので、その自作収益価格から見ました七百五十七円六十銭を十九円一銭で割りますと三十九・八五、大体四十という数字が出るわけでございます。つまり、貸賃価格は各反歩についてあるわけでございますから、貸賃価格の四十倍をすればその土地の自作収益価格が出るということと計算をされたのであります。

畑につきましては、畑と田の当時の格差というものには六割、五九割というのが、当時最も權威のある勸業調査に基づいていわれておりましたので、それを計算いたしますと、畑のほうは貸賃価格の四十八倍になるということで計算をされたものでございます。

○中尾辰義君 それでは、この買取価格が問題になるのは、前回も発言があったようにございまして、私はもう一つ納得しない、それは買取価格のほかに、そのときに報償金を出しているでしよう、第一次の報償金。これが田のほうは反当たりで二百二十円、畑のほうは百三十円を出しておる。そこで一ぺん出したものをまた二回も出すのか、こ

のように言われるわけですね。それが一つ、この二百二十円ないし百三十円というものがいまの貨幣価値に換算をいたしましてどれくらいになるのか。その二つの点について納得のいく答弁をしてください。このところが一つの問題になっておりますから。

○国務大臣(白井莊一君) この点は、同じ報償という字句を使っておりますけれども、農地を解放する際に補償金と一緒に報償金を支払いましたのは、この解放が円滑にいくように、スムーズにいくようにということで、結局奨励金という意味において出したものと解釈いたしておるわけでありまして、本案につきましては、法律の中には報償という字句は前回と違つて使っておりませんで、交付金、こういうことでございまして、ただ提案理由の説明の中には、わかりやすいと申しますか、そういう意味で交付金といつてもその内容の意味は報償であるというふうに申し上げたのでございまして、今度の報償は前回と違ひまして、これはもう農地解放が済んだ後の、いわば私はこれはアフターケアと言つておるのですが、そういうふうなもので、結局済んだあとにおいて心理的影響というものを、またその貢献というものを評価して、それに対して何らかの報いをしたいといひますか、ねえらいをしたい、こういう意味において今回は交付金として出しているわけでございます。これをやはり報償ということでは説明申し上げましたので、前回の法律上の報償と今度どう違ひかということでございますが、内容の違ひはただいま申し上げたような相違がございまして、それからなお、当時の金にいまに直してのあれは事務当局から御説明をいたします。

○政府委員(八坂陽介君) ただいまお手元にございまして日銀物価指数で申し上げますと、昭和十一年を一〇〇としたとすると、二十年は三〇二というところになっております。そして三十九年は三四・六五というところになっておりますので、二十九年から三十九年は約百倍というふうにならなかと、二百二十円は現在二万二千円ということ

○中尾辰義君 この点はいままで何回も質疑をされ、また私も非常に納得がいけない点でありますので、これは農林大臣と大蔵大臣にひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 前に報償金を出しました。これは農地改革に手をつけてから、御承知のように非常にインフレ時代でございます。でございますので、土地を解放してから国債とか金が渡るまでの間に二、三年かかっているはずでございます。そういうふうにインフレが進行しているときで、ベースアップなんかほとんど行なわれ、どんどんベースの基準が違つていった、こういうときでありますから、土地を解放したときと金を払うときと非常にインフレ的な状況でありましたので、前の報償はその貸賃価格の四十倍あるいは四十八倍に對しての追加払い的な、いわゆる報償とはいひながらそういうような意味を持つておつた、こう考えます。現在のものは、そういうインフレの結果とか価格の差とか、こういうふうなことで補償するといふような考え方での法案は行なわれておりませんので、精神的な打撃あるいは貢献に對して報いる、こういう意味でございまして、前の報償金と、内容の点においては報償といふことを使うといひましたけれども違つておる、こういうふうな了解をいたしておきます。

○中尾辰義君 この点はいままで何回も質疑をされ、また私も非常に納得がいけない点でありますので、これは農林大臣と大蔵大臣にひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 前に報償金を出しました。これは農地改革に手をつけてから、御承知のように非常にインフレ時代でございます。でございますので、土地を解放してから国債とか金が渡るまでの間に二、三年かかっているはずでございます。そういうふうにインフレが進行しているときで、ベースアップなんかほとんど行なわれ、どんどんベースの基準が違つていった、こういうときでありますから、土地を解放したときと金を払うときと非常にインフレ的な状況でありましたので、前の報償はその貸賃価格の四十倍あるいは四十八倍に對しての追加払い的な、いわゆる報償とはいひながらそういうような意味を持つておつた、こう考えます。現在のものは、そういうインフレの結果とか価格の差とか、こういうふうなことで補償するといふような考え方での法案は行なわれておりませんので、精神的な打撃あるいは貢献に對して報いる、こういう意味でございまして、前の報償金と、内容の点においては報償といふことを使うといひましたけれども違つておる、こういうふうな了解をいたしておきます。

○中尾辰義君 だから、問題のあるのを納得のい

○中尾辰義君 だから、問題のあるのを納得のい

得できないのであつて、ただ、ここに問題がありますと、これだけでは答弁にならないのですよ。農林大臣の答弁では、第一回目のいわゆる買取価格に對する追加払いとして二百二十円といふものを報償を与えた。ところが、白井長官のほうは、農地改革の促進をする、そういう意味におきまして出した。その価格は二万二千円、現在たまたまの貨幣価値で。そういうことになるのですから、ね。ですから、そういうところをいひかけんな答弁では困る。私は何もあなたをこつちめようというのではない。ただ、公明党は、あなたの答弁によつて反対をするか賛成をするか、その資料として聞いているのだから、お願いしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 御承知のとおり、この当時の報償金というのは、促進的な奨励的なニュアンスを持ったものであるといふことは、中小地主三町歩以下、こういうものに對して交付して、制限しておるのでありますから、そういう根拠に出るものだというところはそとでございまして、それから、この農地報償問題が起るまでの間にいろいろな問題が起りましたのは、たしか先ほども申し上げましたように、昭和二十三年、四年、五年でございまして、二十三年の一万二千円が二十五年にはすでに二万四千円、約倍になっておるわけでありまして、そういう意味で、同じく三百円のものが百円、百円、百円といふことになれば、実際の初年度の百円は、次の年の百円といふものは七十円になっておる、こういうふうに非常にインフレが高進したときの交付になっておつて、そこで非常に問題があつたといふことは、いままでの調査でも明らかになっておるのであります。

○中尾辰義君 いずれにいたしまして、この問題は、第一回の報償をやつて、さらに今度やる、第二回の報償をやる、こういうふうにわれわれは受け取らざるを得ないですね。それで、水かけ論になりますから、次に移ります。

最近における農地価格の推移ですね、これは全

国の平均価格でよろしいですが、どのようになつておるのか、これ参考のために伺ひたいので

○政府委員(八塚陽介君) いろいろな調べがございますが、日本不動産研究所、これは勤銀の調査の流れをくむものでございます。これによりますと、田で約十九万八千円、畑で十二万二千円ということでございます。まあ内地、北海道その他でございますが、大体そういうことになっております。

○中尾辰義君 それから、最後に、報償というところであります。やはり何らかの根拠がなければ、われわれとしても非常に判断に苦しむのでありまして、今回の報償はまあ反当たり二万円というところになっておりますが、この二万円というものをどういう基準であなた方がおきめになられたのか、このところをひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(白井莊一君) まあすでにいろいろ質疑応答ございましたように、本問題は非常に、先ほど申し上げましたように長の間問題でございます。それで、どうしたならばこの問題を最終的に解決できるかという点も考慮に入れたわけでございます。そこで、まあ先ほどの農林大臣のお話のように、旧地主の側からのような考え方からいくという、それはえらい、一兆円というよう

な考え方のもそれはございまして、これはまあ旧地主ばかりでございまして、そういうあれもありまして、もう一つは、財政的な負担にたえられなければこれはもうできないことでございます。その中で、まあいろいろのあれを考慮いたしまして、先刻申し上げましたようなこの頭打ち百万円やら、また減退率等もそういう上において考慮いたしまして、総合的に判断して二万円と。これはもうよく申し上げましたように、要するに農地改革に寄与した旧地主に対する功を多としてのごほうびと申しますか、感謝の意を表するとい

あると、こういうことであります。

そこで、工藤調査会も、先ほど先生から御指摘のございましたように、出すとしても巨額な費用は出すべきでないという、こういう注意書きもございまして、そこで千四百五十六億、これを十年で償還するといつたとしても、これは決して僅少な金とは申せませんけれども、しかし、一人一人にこれを割つてみますと、平均すると約八万円くらいになる、こういうことでございます。一人一人にすればいま申し上げたようないろいろの考え方からこれを支給し、しかも今度最後としてこういう問題はもう解決をするのであるという、そういうことで納得もさせたい、させなければならぬ、こういうところをいろいろ勘案いたしまして、いま申し上げたように苦心の作がここにこういう額で出てきた、こういうまあことでございます。

○中尾辰義君 どうも私も納得がいけないのですが、二万円という報償をするにいたしまして、ただ総合的判断であるとか、腰だめのなそういうことできめるといふことは、国会答弁としては納得がいけないです、われわれは。それで、幾ら報償でありまして、やはり何か根拠というものがなければならぬじゃないか、こう思うのですけれどもね。

○国務大臣(白井莊一君) それは坪数に厳格にこれを比例してやるといふことになりまして、これはまあ補償という意味になるわけですが、そこで報償といふことになりまして、さつき申し上げましたように、これはまあこれをつくる過程におきまして議論がございましたように、熟慮を出すのもいいじゃないかと、あるいは銀杯を出すのもよからう、こういういろいろ議論としてはあったのでございまして、しかし、やはり土地という、耕地という財産をまあ十分納得もいかにねけれども、それによつて売つたといふことから生じた心理的影響とか、あるいはこれによつての貢献を多とするといふことでございますから、やはりまあ金ですることが一番よからう、また受け取るほ

うでもこれはまあ金であれば一番便宜でございますし、一番納得がいふであらう、こういうふうな考えまして、現在では新設後章でも百万円の額になつております今日でございますから、これはまあいろいろの考えによつて多いとも少ないともいわれますけれども、一応まあまあという線でございます。こういうことにきめたといふことでございます。

○中尾辰義君 まあまあでは、それはあなた方はまあまあでいくかも知れぬけれども、われわれはなかなかそれでは納得できない。それで、現行の農地法によりまして国が買取する場合はどういう基準になつておりましたか。これは農地法の施行令によればどうなりますか。

○政府委員(八塚陽介君) 農林省からお答えするのがあるいは至当かと存じますが、農地法では十五等級、十五級地に分けて、各級地にそれぞれ点数制で分けるわけでございます。田につきまして、一級地でありまして一万五千五百円というところでございます。十五級地は六千二百七十円と、六級地一万二千二百四十円というところで田はなつております。これはつまり、現行農地法によりまして、当然農地改革の成果の保持、維持といふこととございまして、所有制限があり、その所有制限を足を踏み出すといふ場合に政府が買取する価格でございます。一般に売買される価格はまあちろん、先ほど言いましたように、平均して二十万円といふようなことになつておるわけでございます。

○中尾辰義君 この施行令によりまして、国の買取価格といふものは、第二条に、小作料の最高額に十一倍すると、こういうふうになつておるのです。小作料の最高額の十一倍、これが現行法によるところの国の買取価格である。そうしますと、小作料の最高額といふものは、大体平均どの程度になつておりましたか。

○政府委員(八塚陽介君) 結論的にいま絶対値を申し上げたのでございますが、お話のように統制小作料がきまつていて、その十一倍がいまのよう

に相なるわけでございます。したがいまして、結局先ほどの価格の十一分の一というのが小作料で、約いま千二百四十円、千四百程度のところを中略にいたしております。

○中尾辰義君 国が買い上げる場合も、これは最高額はまあおっしゃつたように平均反当たり千四百円である、こうなればその十一倍の一万二千二百四十円ということになるわけですね。国が買い上げた場合でもその程度の価格である。そうしますと、今度の報償はそれをさらに上回つて二万円である、こういうところが買い上げ価格よりもさらに上つていくに報償を与えておるといふことが、どうしてもわれわれとしてはこれは納得いかない。これはどういふことになつておるのですか。これは大臣からひとつ答えてください。

○国務大臣(白井莊一君) この点は、先刻も申し上げてございまして、補償の補いということでもなし、まあ先刻申し上げておるものにより、心理的影響とか、その貢献といふものに対するねらい、こういうことでございまして、したがいまして、必ずしも買取の価格に合ひをとつて、こういう点ばかりにこだわつておるわけではないわけでありまして。

○中尾辰義君 どうも白井長官の答弁では私はわからない。これは、だから、ひとつ大蔵大臣、答えてください。

○国務大臣(田中角榮君) 私は、統制小作料の十一倍、大体一万二千円見当であらう、こういう案を当初出しました。出しましたのですが、報償といふことをいろいろ広範な立場で検討いたしました、反当たり基準価格二万円、こういうことになつたわけでありまして、一万二千円と二万円との差額、これは政府が最終的に決定するまでのことをさくばらんに申し上げますと、農林省で当時の全国平均の農地売買価格の事例価格を徴したわけでありまして、このときに農林省の価格は少し高かった。二十万ちょっとでございまして、私は、新潟県などは十万円といふところもあるのだ、こういうこととで、相当私の説を大いに主張したわけでございますが、まあそれは山の中でもつて、もう山田で、

だんだんとつくり手がなくなるようなところであつて、いま平場で、建設省が国道の用地買収というふうな例からいたしても十五万円以下はないというふうなことで、全国平均の農林省の価格のおおむね一〇%、二万円、こういうものを丸くラウンドの数字にしたということでございます。

○中尾辰義君 あまり納得いかないのですが、次の問題に移りまして、最後に大蔵大臣にお伺いします。この報償法案が通りますと、例の戦時中の貴金屬を供出した者に対するところの賠償の問題だとか、あるいは戦災者、在外資産の要求、そういうことに対して大蔵大臣も衆議院等において弁明をされておられますけれども、私はこの際にあなからじききに今後ひとつこういう問題はどうか聞いておきたいと思ひます。

それはやはり旧地主が非常に損をしたようなことを言つておられますけれども、インフレによるところの被害というものは、これはお互いさまなことです。ですから、当然こういふようなことが起こつてきますよ。現に旧地主の運動というものは最高裁によつて判決が出されたけれども、軍人恩給等においても出したじゃないか、われわれの問題も解決してもらいたい、こういう要求があつたでしょう。これを解決するといふと、こういうふうな問題が当然出てくるのであります。あなたも答弁は何回もしていらつしやるか知りませんが、この際ひとつはつきりとどうするかという答弁を私は何つておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) まず大体この農地報償が実現するといふことになりまして、その他のものが、もうものものが出てくるが、どうするかという議論が絶えずあるわけでございます。とにかく原則として、農地報償法案は戦争被害と直接関係はない、こういう基本的な立場をまず政府は前提としておるわけでございます。なお、でありますので、この農地報償法案が可決実現の運びになつても、これを契機にして、もうものものがこれのあとに続くといふことは全然考へておらないといふことを、まず前提として申し上げます。

で申し上げます。

それから、いままで戦死者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、こういうものによりまして措置をいたしておることは御承知のとおりでございます。また、戦傷病者に対しては、恩給法や戦病者特別援護法等によつて措置をいたしておられますし、引き揚げ者に対しては、引き揚げ者給付金等支給法に基づきまして、約五百億の交付を行なつておるわけでございます。なお、原爆被災者につきましては、原子爆弾被災者の医療等に関する法律等によりまして、それぞれ措置をいたしておられます。また、戦災者につきましても、国民金融公庫の前身である庶民金融公庫当時、更生資金貸し付けの制度を創設してまかなつたわけでございます。なお、昭和三十三年には、引揚者国庫債券担保貸し付け制度というものをつくりまして、三十九年には戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券担保貸し付け制度、こういうものをつくりまして、措置をいたしておるわけでございます。

戦争犠牲といふことは、国民は大なり小なり、すべての者が戦争に対する犠牲をこうつておるわけでございます。被害をこうつておるわけでありまして、日本の中にもいろいろな戦争犠牲といふものに対する態度といふものはかつて議論をせられました。同じ西ドイツは、まず戦争に負けてから、全国民動いたもので戦争の犠牲を払おうと、こういうことになりましたが、日本は社会保険といふ戦後急速にやらなかならない、国民の税金によつて先進国水準にまで社会保険をしなければならぬといふ大きな命題の実現がございまして、まあ国民は大なり小なりみな戦争犠牲に甘んじておるんだから、ひとつ社会保険を伸ばそう、こういうことで社会保険を伸ばして、いままでも可能な限り最大の努力をして、いま申し上げたような措置を行なつたわけでございます。

あとに残ります一番大きな問題は在外財産の問題でございます。在外財産の問題につきましては、もう先ほど申し上げたとおり、五百億にのぼる引き揚げ者に対する交付公債を出しておりますが、まだ議論もございまして、再び総理府に審議会を設けまして、ここで広く世界じゅうの問題、戦敗国といふものが在外財産とかそういうものに対してどうすべきだとか、非常に広範な問題がございまして、そういう問題を検討していただく、政府としては可能な限り努力をいたしておるわけでございます。

でありますから、この農地報償法案が出ますと、戦時疎開の補償のほうから、預金の打ち切りとか、財産税とか、新円封鎖とか、戦時補償の打ち切りとか、これまでやるといふことになる、これは幾らあつても足りません。船の戦時補償だけでも何千億、こういうことでございまして、そういう問題とどういふ問題を軌を一にしたものではないといふ明確な政府は線を引いて考へておるわけでございます。

○中尾辰義君 ですから、これが実現しますと、いま言つたような問題が出てくるのですから、再三四言われておりますように、最近のような非常に財源が足りない、しかも、減税をして公債を発行しようかと、こういうふうな議論がかわされるときに、うしろ向きにこういうふうな策を講ずるといふことは、非常にこれは国民としても賛成をしかねる。ですから、今後ひとつうしろ向きにこういうことについては、政府は次々と態度を変えないように、このようにしてがんばつてもらいたいと思ひます。

以上、私はこれで質疑を終わります。

○委員長(西田信一君) 田中金光君。

○田中金光君 閣下大臣にお尋ねいたしますが、最初に特にお願いしたいのは、答弁は、質問者に質問事項についてよく理解納得させるような、そういう答弁をお願いしたいと思つております。

先ほど来、答弁をお聞きいたしまして、この法案の提案された趣旨がさつぱりのみ込めない、このことでは、この法律案の提案の政府説明を讀みますと、結局、農地改革における農地被買収者の貢献を多とし心理的影響を顧慮されてこの交付金法を提案された、こういうことになつておりますが、「貢献を多とする」、実はそのことは自体が私わからぬのです。貢献を多とするといふのは、よく労を多とするといふことは世間で聞きますけれども、貢献を多とするといふことは、労を多とする、こういうことと同じなんでしょうか、説明願ひたいと思ひます。これはひとつ白井大臣と大蔵大臣、両名から御説明をいただきます。

○國務大臣(白井莊一君) まあ、多とするといふ意味は、私は労を多とするのも貢献を多とするのも同じだと思ひますが、ただ、貢献と労といふものは同じに考へるということについては、必ずしも私はそうではないと思ひますが、貢献は貢献であり、貢献するにはもちろん労といふものが必要でございまして、したがって、そこに差別はございまして、多と多と多と多といふことにつきましては、やはり私は國學者でも言語學者でもない、なかなか御納得いくような学說的な解説はむずかしいかと存じますが、常識から申し上げるわけでございます、まあ私の考へておるものは、そういうふうな差はある、こう考へております。

○國務大臣(田中角榮君) 農地解放が円滑に行なわれたといふことにつきましては、評価は、先ほど申し上げたとおり、農村の民主化のみならず、今日の日本の民主化の礎石に大きく寄与したことは、私はこの評価は国民すべてが認めておることでございます。それから、まあこの事実をどう表現するか、こういうことで御理解いただければ十分おわかりかと思ひます。

農地補償、農地改革といふものが円滑に行なわれた、その農地解放の評価といふことに疑問を國民全体が持つておらぬのでありますから、これはまた野党の皆さんもそれは承知しておる、こういうことでございまして、それをどうあらわす

か、こういうことでございますから。昔われわれがシナ事変に兵隊として一生懸命でやると、その功績をよみせられて賜金何十円を下さる。こういうことがございましたが、これは今度主権は在民でございますから、国民を代表して政府が、貢献をしたその実績を評価してということも、多しとていうことも、これは日本語でございますから、そこはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○田畑金光君 要するに御苦勞さまでした、こういう意味ですね。どうですか。

○國務大臣(白井莊一君) もちろん、そういう意味が多分に含まれております。

○田畑金光君 大蔵大臣にお尋ねしますが、御苦勞さまでした、こういうことがほとんどの意味だといふのです。そうならば、まあ世間常識からいふと、よく大蔵大臣、常識、常識と言われているが、常識からいふと、金一封を包むくらいなら御苦勞さまでしたといふことになるのですけれども、千五百億の金を包むのにもやはり御苦勞さまでした、こういうふうな包み方があるかどうかといふことですね。これはどう御理解したらいふのでしょうか。

特に、大蔵大臣は先ほど、金を出すべきは、実にそれは大蔵大臣としてできるだけ圧縮しなくちゃならぬ、これは大蔵大臣の姿勢である、こう言われましたが、御苦勞さまでしたと、千五百億ぽんと出しますね、それはどうでしょう、大蔵大臣の姿勢としては。

○國務大臣(田中角榮君) 私は初めから、千五百億を初めからもう無条件で出したのじやございせん。非常に長い年月、たくさんの人たちが努力をし、いろいろな考え方がございましたものが集約されてこのようになったわけでございます。でございますから、この案は、私を含めた現在の政府の提案でございますから、そういう意味でひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

千五百億というものが、御苦勞さまでございまして、まあこれは田畑さんも承知しておられて、端的にこうむずかしい、非常に平易な表現で

むずかしいことを企図して御発言になつてゐるようにも思ひます。そうではなく、農地解放というのは、ただ御苦勞さまでしたというだけではなく、精神的、経済的な農地被買収者の苦痛に対してのねざら、いろいろのことでございまして、これらを総合して、その被買収者の行為に対して報償を行なう、こう言つてゐるのでございまして、御苦勞さまでしたといふことで、御苦勞さまでしたと千五百億かといふことでなく、先ほど申し上げたとおり、農林省の統計からいふと、昭和三十

六、七、八年の全国売買実例が二十万四千余であるといふことになりまして、非常に大金額。一体いまの状態では農地解放といふようなことが行なわれるかどうか。いまの時点で考えたら、これは不可能、だれが考えても不可能だと思ひくらしいに大問題でございまして。しかし、これは昭和二十二年、三年のあの全く国民が失意のどん底にありました、とにかく円満に行なわれた、それが農村の民主化の基礎となつたことである、日本の現在における民主化の基礎をなしたものである、この評価は国民ほとんど全体がしたものである、ありますから、そういうものに對して報償を行なうといふことでありますので、狭義なものではございせん。これはもう評価そのものが違へば別でございまして、社会党の皆さんでも私の過去の発言に對して、評価にはみんな賛成してゐるのでありますから、そういう事実に對しての報償でございますから、そこにはひとつ、まあ少し意地の悪い、そういう私から考えるとどうも、私から率直に申し上げられないやうなむずかしい意圖をもつての御発言といふことではなく、政府が報償といふことを考えた経緯にかんがみまして評価をしていただきたいと思ひます。

○田畑金光君 いまの大臣の御答へは、よく氣持ちはわかりませんが、要するに、私は、大蔵大臣は反対したけれども、内閣全体、与党、全体、こういうことで私は賛成しましたといふことは言外によく読み取れましたが、また、御答への中に、これ

だけの大きな農地改革といふのは今日やろうと思つてもできなかつたであらう。私も率直に思ひますよ。認めますよ。

そこで、私はそこが大事だと思ひるのでお尋ねすることは、あんな方の御答へを聞いております、この今回とられた法律上の施策といふのは、占領政策のあと始末でなければ戦後処理の問題でもないといふお答へを一貫してやつておられます。それで、今日この民主的な諸制度の進んだ時点において、いま大蔵大臣が認められるわけだといふことは、それじゃ戦争前の日本のあの状態においてこれだけの大きな農地改革はできたかといふと、より一そう困難であつたと思ひます。これはお認めになるでしょう。そうなつてきます、結局これは戦後政策、戦後処理の問題として初めてこれは登場してきたと思ひます。なぜなれば、あんな方の答へを聞いております、この農地改革は歴史的にあるいは社会的に必然的に出てきたのじやなくして、これは私は占領政策の一環として出てきた問題だと思ひます。言うならばここに私としてもいろいろ資料を持っておりますが、たとえば一九四五年十二月九日の農地改革についでメモランダム、これを受けて自作農創設特別措置法などという法律が出てきたわけですね。そういうことを掘り下げて考えてみるならば、今回のこの旧地主に報償金を支給するといふこの施策といふものは、そもそもこれは占領政策あるいは戦後処理施策の一環として生まれてきたのだといふことは当然なことじやございせんか。それはお認めになりますね。大蔵大臣の答へからいつても、それは当然認めてもらわなくちゃならぬ。

○國務大臣(白井莊一君) なるほど戦後の農地解放から起つた問題ではありますけれども、いわゆる戦後処理といふ問題ではない。戦後処理といふ問題は、戦時中——これは私の解釈といたしますと、戦時中のいろいろな戦争によつて起つた事柄を戦後において処置すると、こういう点の

意味で戦後処理といふことを使つてゐるのだと思ひます。この農地解放の問題は、いまも申し上げましたように、なるほど戦後起つたことではございましてけれども、それから、もう一つは、お説のように、これが行なわれたといふことも、戦争によつてなるほど非常ななきためができた、あまり欲もなくなつた、命が助かつたくらいであるからといふやうな、当時としてはみな非常に欲といふものがなくなつた時代でございまして、そこへもつてきて、占領軍からのメモランダムも出たのでさらにこれが促進される、また先刻からお話しのやうに当時補償金と一緒に報償金もつけてこれを促進する、こういういろいろなものもろのこと

が重なる、これは大蔵大臣、大蔵大臣が行なわれたのは、いま申し上げた意味においてのいふゆる戦後処理といふ問題とは別である、こういう解釈をしております。

○田畑金光君 大臣諸公の答へは非常に長いですが、そうしていつの間にか質問者の質問の焦点といふものをばかしてしまつて、行くべき不明にしてしまふんです。いまの答へもそうだし、大蔵大臣の先ほどの答へは——先ほどの答へはいいです。だから、その答へを前提として私は質問をしていふんですが、今日の時点において冷静に考えれば、おそらくこれだけの農地改革はできなかったら、戦争前、少なくとも戦争の終わる前においてそれができたのか。これはできなかつたと思ひます。現にこれは農林大臣にもひとつお答へ願ひたいんですが、いろいろ自作農創設の立法措置あるいは政府の施策といふものは戦前からなされてゐる、といふことはわれわれも認めるんですが、ところが、昭和二十年までどの程度一体自作化といふのが達成されたかといふと、二十九万九千町歩、そして該当戸数が五十五万五千戸、こういう記録が残つております。ところが、戦後の二十一年、二年のこの農地改革政策の結果、二十八年度までの実績を見ますと、この資料にも出てお

りますように百八十八万八千町歩買収されて、そして四百四十七万八千戸の農家に対してこれが売り渡されている、こういう実績が出ておりますね。この数字から見ても、農地改革というものは、農地解放というものは要するにGHQの力を背景として推進されたということは、率直に認められると思ふのです。したがって、今回あなた方がこの旧地主の報償法律を出されたこの趣旨というものは、結局この戦後のいわば大きな制度改革のあと始末、戦後処理、この施策であることが、これはいふまでもない事実だと思ふのです。ところが、皆さん方、どうしたわけか、戦後処理のあれじゃありませんとか、占領政策のあれではないのです。こういう答え方をしているから、わからなくなるわけです、率直に私の言うことをお認めになったらどうですか。それがわれわれとしても非常に理解が早くできるわけですが、この点どうですか、農林大臣。

○国務大臣(赤城宗徳君) 戦争に原因して農地改革をしたものではないということは、お認めのようでございます。私もそう思います。占領政策の一環としてやったのか。あの当時御承知のようにGHQからのメモが来ない前に手をつけたのでございまして、それはまずいということ、メモでもって直されてやったのでございまして、占領政策の一環であるということは私もそう思います。しかし、それがいま報償するのは戦後処理かという、農地改革は農地改革でもう済んでいるのでございまして、いまはその処理をしておるんだというふうには私は解しません。

○田畑金光君 まあ、その辺は議論しても並行線でしょうからね。しかし、私の言っていることもあなた方としては認めてもらわなくちゃ困ると思ふんです。これはまた後ほど関連して問題が出てくると思つておりますが、それから、もう一つの心理的影響と、こうお話しになりますね。これは精神的なショックという意味ですか。ショックなケースで、地主の人物が非常に精神的にいろいろな気持を持たれたというまゝ意味だと思ふますが、心理的影響というものは具体的にどういうことでしょいか。さらに、その心理的影響をもたらしした問題点、本質は何なのか、この点はひとつわかりやすくもうちよつと説明してもらいたい、こう思ふんです。

○国務大臣(白井莊一君) 心理的影響ということ、GHQというところからいふんですが、まあ私も外国語には弱いで、ショックという正確な解釈はあれですが、やはりまあ同様な意味は、その中に、ショックを受ければ心理的に関連があるんですから、これはもう非常に類似したことだと、精神上の問題だと思ふんです。で、そこでどういうわけか、そういうふうなショックを、また心理的影響を受けたかということ、これは私、解放地主でございせんから自分の体験で申し上げるわけでございますけれども、まああはたから見ても、日本では私有財産制というものが確保せられて、そういう制度のもとにある。もちろん、公共のためにはこれは強制買収もできるんでありますけれども、それが大規模のあつたやうな強制買収をせられて、一つの社会改革的な農地制度というものが大改革をしたということ、それであつたから一つの従来からの制度の変革によつてもたらされた心理的影響というものは、農地を、増産するというために、まあしかしそれにしても売却をした。ところが、その後これが目の前で工場ができる、宅地ができるというこのために、転用が許されて以来というものは、自分の売った値段の百倍、数千倍というふうな値段で売却せられていく。これなどは非常に精神的なショック、心理的影響というものを受けたらたんじゃないか。で、それにつきましては、本日の当委員会におきまして、そういう転売を許したことに對してのいろいろ論議がございました。それはそれとして、確かに大きな問題点で、論議の余地があると存じますが、しかし、それはそれとして、とにかく旧地主にとりましては、そう

いうようなことが公然と行なわれるということに對してのこれはもう心理的影響を非常に受けています。これは自分が農地として売り渡したのに、これが目の前で他のほうに転用せられて、そしてえらい値段で、これは人間でございまして、もしあの地所をおれが持つていたならば、これは相当なここに収入源があるという、これに對する影響ということもあつたのでありまして、その影響によつてまあ気がおかしくなつたり、首をくくつて死んだと、こういうふうな者もあるくらいでございますから、しかし、この影響力というものは個人によつて違ふのでございまして、それは一概にはいえませんけれども、非常にそういう影響を受けた者が相当あつたというところは、これはもう想像にかたくないし、現実にそういう事例もあるわけでございます。まあ、そういうことを申し上げるわけでございます。

○田畑金光君 白井総務長官の御答弁ですね、まあその限りにおいてはよくのみ込みましたが、長官だけ答弁されても、非常に汗かいて御苦心なさつておるようだから、ひとつ私は農林大臣に、ま少しお答え願ひたいと思ふのです。大体、この法律案は農林省が受け持つてやるべきやつを、総理府総務長官に押しつけたという、私はどうもいきさつ等を考へてみると、もっと農林大臣もひとつお答え願ひなくちゃ氣の毒だと思ふのです。そこで、私は、いまの総務長官のことは中にも、いろいろ説明の中にもありましたが、心理的影響というものは、碎いていふと、農地改革という制度そのものが地主の人物に對する心理的影響、あるいはショックというものを与えたのか、それとも、農地改革制度そのものについて、これは大きな流れだということ、地主の人物も理解をされた、しかし、農地の買収の価格というものがあまりにも低かつたということ、心理的なショックというものが生まれたのか、出てきたのか、あるいはまた、先ほどから議論の中に出ておりますが、インフレによつて農地の買収価格というものが不当に、そのときそのときの経

済情勢から判断すると低過ぎたというところ、心理的なショックというものが出てきたのか、どつちの何が心理的なショックを与えたかという、その点を農林大臣はどのように觀察しておられるのか、これをひとつ承つておきたい、こう思ふんです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 価格が安いから、それについて心理的影響を受けた、これは考えません。インフレになつたから、それによつて心理的影響を受けたとは考えません。私が報償をしなくちゃならぬという理由を私なりに考えますならば、農地解放というものは所有権と耕作権を一致させた、耕作者が所有権を取得したというだけなんです。そのとき土地の再配分というものが行なわれた。それで、たとえば例を引きますならば、小さい地主等で一町歩くらい持つてゐる、八反ふりは小作に入れている、二反ふりは自分でつくつてゐる。そうすると、八反ふりは解放しなければならぬ。つくつてゐる二反ふりだけで生きていかなければならぬ。これは土地の取り上げを禁止されておりましたから、いかにともすることはできません。自分は一町歩持つておつても、二反ふりで、いままでの地主という立場を捨てて自作農として精進して、心を改めて今度は自作農にならうとして、二反ふりしか耕作できない、一町歩あつても、こういうことに対しては、同じく日本人でありまして、これからあらためて自作農として出直そう、地主としてでなく。ところが、出直す道を開ざされてゐる。これは法律上というふうになつておりましたから、しかたありません。そういうものは、私は小さい地主等において相当な心理的な影響があつた、こういうふうには考えます。○田畑金光君 そうしますと、大臣、あれですか、心理的影響というものは、いま言われたやうな事例は特に深刻な問題であるというところは率直に認めますが、それだけだというならば、それは制度そのものに對する地主のレジスタンスということになるでせう。農地の民主的な改革の制度そのもの

のについて地主が抵抗した、反対したということになるわけでしょう。あなたのお話のやつは、一町歩持つていたが、八反歩小作に出していた、二反歩しか自作していなかったから、二反歩しか残らなかったというところが、すべての解放農地全体に通ずるという原則になるならば、制度そのものに反対だ、地主の心理的影響は制度そのものに對する抵抗だ、こういうことになりませんが、それならば、これはとんでもないことになりはしませんか。私は、そうじゃなくて、私は善意に説けば、農地改革制度そのものについては、大きな時の流れであるので、旧地主の方も、これは抵抗しがたい、そしてまたそれが今日の日本の民主的な社会の建設に大きな貢献をなしたと、こう思うので

す。問題は、買取された農地の値段があまりにも低かった、ここに私は問題が、旧地主の人間の不満が出たと思うのです。それは率直に認めてもらわなければ困るのじゃありませんか。いろいろ最高裁の訴訟の問題その他が議論として取り上げられておりましたが、たとえば、特に東北地方を中心とする大地主の合法的な農地訴訟の問題、これは記録に残っておりますね。大地主中心の合法的な農地訴訟を運動方針とする団体が全国的にある時期には組織されて、違憲訴訟というものが百何十件にものぼったということですね。あの最高裁の判決に出ておいた問題それ自身が、私は旧地主の人間が不満とし、したがってこれは心理的影響となつて、私はああいう問題が起きたと、こう見るのですが、その点は農林大臣お認めになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 農地改革そのものに對して反対したといいますが、そういうことはなかったと思います。反対しないから、それに貢献したと、こういうふうに見ている。すなわち、これは時勢の流れであり、それから耕作者が土地を持つというところは、これは筋として正しい筋だ、こういうふうには大體理解せざるを得なかった、あのときの情勢が、そういうことでございます

から、その改革そのものに對しては反対しないので、こういう無血に土地改革が行なわれた、だから、そういうことに對しての私は貢献という意味を持つと思ひます。心理的影響というものは、そういう価格が低いというふうなことで訴訟をした者もございまして。また、大地主等におきましては、實際価格が低いといひますが、当時財産税等に納めればそれで済むものは一つもなかったのです。そういう点から、大地主の中で訴訟などを起こした者がありますが、一般におきましては、その最高裁の判決のありますとあり、当時においては、たし方ない、当時の貸賃価格の四十倍も四十八倍もの価格で定められたものはいたし方ないということ、一般の人は訴訟等を起こさなかった、こういうことでございまして。しかしながら、私が申し上げるのは、土地改革をしたが、土地の再配分というものをその当時しなかったということにつきまして、その当時の不公平というふうなものが相当私はあったと思ひます。そういう面につきまして心理的影響はあったというふうに私は考へております。

○田畑金光君 だから、私の言いたいことは、違憲訴訟というものが百何十件にのぼったと私は言ひましたが、それは事実であつたわけですね。問題は、すべての旧地主の人間が訴訟したくても訴訟できなかったわけですね。それは財政的な理由、訴訟技術、いろいろな問題がからまつておりますから、だから、百何十件も違憲訴訟が起きたということ、は、そこに私は旧地主の人間の共通の心理が流れていて、こう思ふのです。すなわち、共通の心理とは何かといふと、あの戦後の農地改革のものにおける買取価格といふものが一体、憲法二十九条の私有財産を公共のために使つた場合の正当の補償といふものに該当するかどうか、正当の補償とはいへないといふ心理的な、これが一番大きな影響等をもたらしている心理的なまあいわばショックといふか、そういう気持ちで衝動的にと申しますか、起きて私は訴訟問題に発展したと、こう思ふのでありますが、その点はどうでしょう

か。お認めになりませんか、それともある程度は認められますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) それはいろいろな旧地主のお方がありますので、そういう面でショックを受けた人もあります。しかし、根本的に政府から見ても心理的影響といふことを考えますならば、私は土地の再配分がでなかつたのでその辺の不公平があつた、こういう点、それからその後の、確かにいま仰せのとおりインフレ等によりまして、あとから考へてみれば非常に安かつたといふような点で心理的影響があつたといふことは、一部あるいは相当あつた、これは地主側から見ればあつたと思ひます。政府側から見ると、また地主側から見ると、少し違ふと思ひます。

○田畑金光君 まああまりこういう問題にかかつていてもどうかと思ひますので、まあこの辺でこの問題だけは終わりたいと思ひますけれども、しかし、いまのお話を承つても、また先ほど白井長官の御答弁を承つても、結局のところ、旧地主の心理的な影響とはいへば不満なんです。この制度改革に伴うものも不満を總称されて心理的影響と、こういうことになつておりますが、私は結局、この心理的な不満の内容を探索してみれば、あの違憲訴訟の中にはつきり問題が出てゐると思ひます。したがって、私の言いたいのは、あなた方がこれは報償とかあるいはごほうびだとかなんとか言われておりますけれども、結局これはあの買取価格に對する追加支払いなんです。これは追加支払いなんです。追加支払いといふのが、補償といふことばを使うか、報償といふことばを使うか、ことばはどつちでもいいんです。問題は、最高裁の判決の手前あなた方が補償といふことばを使えないだけであつて、実質的な補償といふことと交わりません。私はそう見ておるんですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(白井莊一君) やはり報償と補償とは、御承知のように違ふわけで、補償でございますとすると、やはり國が法律に反して、そこに損害を与えたとか、そういうような理由がなければ補償といふものには對しての——それを補うためにやるんでございまして、そういう必要はないんでございまして、ところが、報償はそうではなくて、必ずしも國の義務ではない。だから、言つてみれば、出さなくても出してゐても義務的な問題についてはよろしいわけでありまして、しかし、このよう大きな改革によつていま申し上げたような心理的影響もあり、また貢献といふものがなされた。それはあの農地改革によつて、食糧増産とともに、農村の平和——これは農村の平和は、これはやはり日本國の平和でございまして、その平和のもたらされたところの農地改革の功績は、また旧地主に對してもやはりそれは認めるべきであらう、こういうことで、義務ではないけれども、まあ言つてみれば高度の政治的判断によつて多年のものもろもろのものを解決して、一つの社会的緊張ともいへるような旧地主と小作人との間の感情的な対立といひますか、緊張といひますか、さつき大蔵大臣のお話のような事柄がまだにあることを、それを解くことは、これは日本の将来にとつても非常に有意義なことであるといふこと、ここに心理的影響と貢献を多として報償を出そう、こういうことでございまして。この点は御了承願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 社会的緊張とか高度の政治的判断とか、おそろしくことばだけが大きくて、私の聞かんとする問題には幾つも答えていないのです。聞かんとするところを回つて、私の聞きたいということについては一向答えてくれない。いや私だけじゃなく、ほかの人間の質問に對しても、一向聞かぬとするところに答えないで、大きなことばだけでぐるぐる、ちやうど煙に巻くようなものです。それじゃ少し答弁にはどうかと思ひますね。

○国務大臣(白井莊一君) やはり報償と補償とは、御承知のように違ふわけで、補償でございますとすると、やはり國が法律に反して、そこに損害を与えたとか、そういうような理由がなければ補償といふものには對しての——それを補うためにやるんでございまして、そういう必要はないんでございまして、ところが、報償はそうではなくて、必ずしも國の義務ではない。だから、言つてみれば、出さなくても出してゐても義務的な問題についてはよろしいわけでありまして、しかし、このよう大きな改革によつていま申し上げたような心理的影響もあり、また貢献といふものがなされた。それはあの農地改革によつて、食糧増産とともに、農村の平和——これは農村の平和は、これはやはり日本國の平和でございまして、その平和のもたらされたところの農地改革の功績は、また旧地主に對してもやはりそれは認めるべきであらう、こういうことで、義務ではないけれども、まあ言つてみれば高度の政治的判断によつて多年のものもろもろのものを解決して、一つの社会的緊張ともいへるような旧地主と小作人との間の感情的な対立といひますか、緊張といひますか、さつき大蔵大臣のお話のような事柄がまだにあることを、それを解くことは、これは日本の将来にとつても非常に有意義なことであるといふこと、ここに心理的影響と貢献を多として報償を出そう、こういうことでございまして。この点は御了承願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 社会的緊張とか高度の政治的判断とか、おそろしくことばだけが大きくて、私の聞かんとする問題には幾つも答えていないのです。聞かんとするところを回つて、私の聞きたいということについては一向答えてくれない。いや私だけじゃなく、ほかの人間の質問に對しても、一向聞かぬとするところに答えないで、大きなことばだけでぐるぐる、ちやうど煙に巻くようなものです。それじゃ少し答弁にはどうかと思ひますね。

○国務大臣(白井莊一君) やはり報償と補償とは、御承知のように違ふわけで、補償でございますとすると、やはり國が法律に反して、そこに損害を与えたとか、そういうような理由がなければ補償といふものには對しての——それを補うためにやるんでございまして、そういう必要はないんでございまして、ところが、報償はそうではなくて、必ずしも國の義務ではない。だから、言つてみれば、出さなくても出してゐても義務的な問題についてはよろしいわけでありまして、しかし、このよう大きな改革によつていま申し上げたような心理的影響もあり、また貢献といふものがなされた。それはあの農地改革によつて、食糧増産とともに、農村の平和——これは農村の平和は、これはやはり日本國の平和でございまして、その平和のもたらされたところの農地改革の功績は、また旧地主に對してもやはりそれは認めるべきであらう、こういうことで、義務ではないけれども、まあ言つてみれば高度の政治的判断によつて多年のものもろもろのものを解決して、一つの社会的緊張ともいへるような旧地主と小作人との間の感情的な対立といひますか、緊張といひますか、さつき大蔵大臣のお話のような事柄がまだにあることを、それを解くことは、これは日本の将来にとつても非常に有意義なことであるといふこと、ここに心理的影響と貢献を多として報償を出そう、こういうことでございまして。この点は御了承願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 社会的緊張とか高度の政治的判断とか、おそろしくことばだけが大きくて、私の聞かんとする問題には幾つも答えていないのです。聞かんとするところを回つて、私の聞きたいということについては一向答えてくれない。いや私だけじゃなく、ほかの人間の質問に對しても、一向聞かぬとするところに答えないで、大きなことばだけでぐるぐる、ちやうど煙に巻くようなものです。それじゃ少し答弁にはどうかと思ひますね。

○国務大臣(白井莊一君) やはり報償と補償とは、御承知のように違ふわけで、補償でございますとすると、やはり國が法律に反して、そこに損害を与えたとか、そういうような理由がなければ補償といふものには對しての——それを補うためにやるんでございまして、そういう必要はないんでございまして、ところが、報償はそうではなくて、必ずしも國の義務ではない。だから、言つてみれば、出さなくても出してゐても義務的な問題についてはよろしいわけでありまして、しかし、このよう大きな改革によつていま申し上げたような心理的影響もあり、また貢献といふものがなされた。それはあの農地改革によつて、食糧増産とともに、農村の平和——これは農村の平和は、これはやはり日本國の平和でございまして、その平和のもたらされたところの農地改革の功績は、また旧地主に對してもやはりそれは認めるべきであらう、こういうことで、義務ではないけれども、まあ言つてみれば高度の政治的判断によつて多年のものもろもろのものを解決して、一つの社会的緊張ともいへるような旧地主と小作人との間の感情的な対立といひますか、緊張といひますか、さつき大蔵大臣のお話のような事柄がまだにあることを、それを解くことは、これは日本の将来にとつても非常に有意義なことであるといふこと、ここに心理的影響と貢献を多として報償を出そう、こういうことでございまして。この点は御了承願ひたいと思ひます。

を与えることによって生じた損失を償う、これが補償といふのです。私は、今回のこの給付金支給法というのにはまさにその補償に該当するのじゃないか、こう思うのです。それに關しては農林大臣にちよつとお尋ねしておきますが、旧自作農創設特別措置法の第十三条の第四項ですが、

「二段歩留りの額は、田にあつては二百二十圓」と報償金といふのがこれに出ておられますが、これは先ほど何か奨励金みたいなことを曰井長官はお話しなされたし、今度は農林大臣はインフレ的な要素が出てきたのでそういうものもカバーするものだといふお答え方をしておられるわけですね。曰井長官は奨励的なものとお答えになった。奨励的なものとインフレ的な要素を加味したまゝ財政的なことと申しますか、経済的な条件の配慮と、こういうことは大きくこれは違ひますよ。しかし、私はそれよりも何よりも、第十三条の第三項の報償金といふのは、どつちかというところは補償的な性格のものだと、こう思うのです。端的にいうと、補償的の性格のものだと思ふのです。この点はどうでしようか。これは農林大臣にお尋ねしておるわけですが、農林大臣はその点をお答え願ひたい。

さらに、曰井長官に簡潔にお答え願ひたいのですが、ここで使われておる、この法律を提案された趣旨の報償といふことは、これは「ほうし」のいう意味ですか。簡単に申しますと、ほうしびだ。要するに報償といふ中には、「ほうし」の「し」の「し」といふのは元來、人へのない賞、私功績、善行はじめそれに報いる場合に用ひる。まあ普通「ほうし」の「し」といふのはそういうものですが、人へのない賞。ところが、この場合は、今度は人へのある今回の報償といふものどもと同じようなものなんでしょうか、その辺がちよつとわからぬのですが、簡単にひとつお答えくださいませんか。ああだこうだと言つてしまつとわからなくなりますが、簡単にひとつ。

○國務大臣(白井莊一君) それでは、最も簡単に答へ申し上げますが、報償といふのは、一定の事項にかかる貢献や寄与を考慮してこれに報いると、こういう意味だと考えております。

○國務大臣(赤城宗徳君) 自作農創設法の十三項あるいは四項の「報償金」、これは中小地主に対しての奨励的な意味を持つことは総務長官の御答弁のとおりであります。ただし、その動機、こういう報償金を出す動機はどういう動機であつたかといへば、当時インフレが進行しておりました、でありますので、こういう報償金を出してスミーズに進めていきたいと、こういう動機から出たものと思ひます。というのには、十三条の一項に、

「第三條の規定による農地の買収については、政府は、その對價を買収の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならぬ」とあるその買収の時期です。ところが、支払う時期はそれよりおくれてゐる。おくれてゐるうちにインフレはどんどん進行していく、こういうことでございまして、奨励的なものではないと思ひますけれども、動機はインフレに影響されておる、こう思ひます。

○田畑金光君 そこで、その辺はその程度にとめておきますが、農林大臣、この法律の施策は農業政策ですかの一端ではない、農業政策でもなんでもないといふお答えがありましたね。農業政策でないといふのは、これはどういふことですか。この中に農業政策といふのが加味されてないわけですか。その点、ちよつとわかりません。

○國務大臣(赤城宗徳君) 農業政策に關連がないとは私は申し上げません。しかし、農業政策プロパーの問題ではない。農地改革の上に立つて私どもは農業政策を推進しておるわけでございます。でございまして、これが農地改革を逆戻りさせるといふことであるならば、これは農地政策といふようなことに非常なる強い關連を持つものでございまして、私は、農地改革の上に立つて、現在といたしましてはそれをだんだん集約しまして、農業基本法の立場に立つて農業政策を推進していく、そういう点から考えますならば、これは農業政策プロパーの問題じゃない。農業政策に關連はございまして、それから、農業政策を逆戻りさせる

ような報償、給付金の制度ではないと私は考えるものですから、農業政策プロパーのものではない、こゝ御答弁申し上げました。

○田畑金光君 曰井長官の先ほどの御答弁、これはまあ私もわかりましたが、社会保障でもないわけですね。そうしますと、簡単なことばで申しますと、これは社会政策の一端としてこの法律を出されたのかどうかに理解したらよろしいのか、この点はどうでしようか。

○國務大臣(白井莊一君) これはまあ社会政策といふ解釈にもよることではありますが、普通いわれているいわゆる社会政策、困つてゐる人に対しての福祉を増進するといふことが、そういう意味においては社会政策としての社会福祉、社会保障ではないと、こういうことでございまして。

○田畑金光君 私もよくわからなくなつたのですが、要するに、私のお尋ねしているのは、農業政策プロパーでもないといふことも、これはわかりましたが、社会保障でもないこともわかりました。それは資産所得による制限がないのですからね。そうすると、一体これは戦後処理のあれでもないといふ先ほどお話ししたね。戦後処理でもない、占領政策のあと始末でもない、一体それじゃあ何が残るかといふと、社会政策的なものとしてこれは理解すべきなのではないかと、またこれむづかしくなつてきますけれども、たとえば、後ほどちよつと触れますが、在外財産問題の処理の一端として先ほど大蔵大臣が例に引かれた昭和三十二年の引き揚げ者の人方に対する給付金の支給、あれは社会政策的な一端として、引き揚げ者の人方は困つてゐるから何らかの施策をやりたいといふことで答へが出て、そうしてあの法律ができ、あの五百億という給付金になつたわけですね。まあそういう意味のこれは社会政策として解していいのかわかりか。どうなんですか、それは具体的な事例に即してお尋ねするわけですが。

○國務大臣(白井莊一君) いまお話しするような社会政策ではないと考えております。もちろん、さつき申し上げたように、社会的ないろいろな緊張を解くという意味において、これを解くことが社会政策じゃないかとおっしゃれば、そういう意味が全然ないといふことはいへませんけれども、いわゆる一般に考えられているような社会保障等を行なうといふような意味における社会政策ではないと、こういうことです。

○田畑金光君 しかし、まああなたはたいへんどうも、私が質問すると、何か含んでいるのではないかと申すので、逃げられませんが、私はやっぱり社会的な正義の実現というか、公平の原則のつとめた私は一つの社会政策的な意味でこの問題を処理されるためにこの法律が出されたのではないかと、こう考えてゐるわけなんです。決してあなた方をどうのこうのといふわけじゃありません。

そこで、私は、そういう意味においてはいろいろな問題が出てくると思ひます。私はね。そこで、特に総務長官は臨時農地等被買収者問題調査室を所管されておると同時に、臨時在外財産問題調査室もあなたが所管されておられます。そこで、私は戦後処理といふことばを使うとあなた方たいへんどうも敬遠されておるようですから、あまりそういうことばを使ひませんが、ただ、大蔵大臣に私はこの際お尋ねしておきたいのですが、衆議院の内閣委員会の質問に対する大臣の答弁の中で、私はある新聞を読まして、在外財産問題について、この旧地主の報償をやつたからといって在外財産の補償なんといふことは考えていない、こゝろいふようなことを新聞記事で読みましたが、この問題についてあなたの方のひつと考えを聞いておきたいのです。在外財産問題については補償なんといふことは考えていない、あるいは補償なんといふことは考えていない、今後これの処理については考えていないといふたような趣旨の記事を私は読みましたが、その点どうですか。

○國務大臣(田中角榮君) これは私だけではなく、内閣、政府としての統一の見解でございまして、農地報償が実現したからといって、引き續いて在外財産の補償等を行なうといふような關連性は

持っておりません。これは明確になつておるわけでありませう。

それから、在外財産につきましては、審議会の答申をもととして、五百億にのぼる交付公債を交付済みでございますから、そういう意味では、在外財産に対しては処理済みであるという統一見解をいまでもとつております。が、しかし、在外財産の問題に対しては、世間的にまだ多数意見もあるようでありませうので、慎重を期する意味からも、総理府に再び在外財産に関する審議を置いて、広範な立場で審議をいただいておりますので、すべてこの審議会の答申を待つてからということでございます。こゝまではもういままでも政府が、歴代の大蔵大臣でもだれでも、総理大臣でも、みな統一的に国会において明らかにしているところでございます。

○田畑金光君 あなたのあの御答弁で大体わかりましたが、申すまでもなく、昭和三十九年、すなわち昨年の十二月二十二日佐藤総理の名において、第三次在外財産問題の諮問を発してあります。その諮問の内容を見ますと、「在外財産問題に對しなお措置すべき方策の要否及びこれを要するとすればその処理方針について貴会の意見を求める。」、こうなつておるわけですね。審議会が現在進行中であり、審議会が答申を出して初めて、政府はその答申を受けてどう処理するかということが今後の政府の方針でなければならぬと、こう思ふんですね。そういう段階において、旧地主の報償がどうだからといって在外財産問題については考えていないというような答をされるとすれば、こういう審議会を設けて答申を求められたという、こういう政治的な行為に対して、これは非常にこの政治的な行為に照らして軽率な態度であり、軽率な答え方である、こう私は思ふんですがね。この点どうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 軽率じゃありません。当然のことを言つただけにすぎません。これは間違つていただいちゃ困るんです。これはもう在外財産につきましては政府は統一見解を明らかに前から出しておるんです。これはもうすでに審議会の答申によつて処置済みであると、こういう考え方でございます。

第二点は、これは私が一方的に言つたんじゃないやうな。質問で、こういうものを出すと、また在外財産も要求が来ると思うが処置いかん、こういう質問がございますから、在来申し上げているとおり、在外財産につきましては処置済みであるという見解をとつております。しかし、いろいろ世の中に議論もございますので、なお措置すべき方策の要否、あるかないか、あるとしたならばその方針その他について御審議をわづらわしたくない、こういう総理大臣が諮問をしてるのでございませうから、私の答えは何ら問題にならぬ。質問があるのです、こういう要求があつたらどうしますかと。まあ、もちろんそういう要求も出ると思ふからこれを引つ込めろと、こういう善意な御質問ではございませうが、いすれにしても、政府が尋ねられれば、政府がいままでも決定している方針を明らかに宣明する、これはもう当然のことでありませう。

○田畑金光君 いや、私の聞いてゐることは、政府が、総理大臣が審議会に諮問をしてゐるわけでしょう。諮問をしてありますから、当然答申が出てくるでしょう。答申によつてどうするかというところに問題は発露しなければならぬと、こう思ふのです。その点はどうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 私の申し上げてゐることを、速記録もひとつと全文読んでいただく、何にも異議はないと思ふのです。農地報償との関係があるという質問でございませうから、農地報償と在外財産とは明確に区分をしてゐる問題でございませう。農地報償の問題は直接戦争被害と関係がないと、こういう前提に立つて政府は考へてゐるのでございませうから、これが在外財産の補償の再然というやうなものにつながるものではないという政府の見解を、まず申し上げておきます。それから、在外財産につきましては、過去何回も申し上げましたとおり、補償は済んでいると、

こういうたてまをとつておきますと、こういうことを第二段に申し上げておきます。が、しかし、いろいろな議論もございませうので、政府はお慎重に検討をいたしていただくために、総理府の中に審議会を設けて検討していただいております。でありますから、この後のことは審議会からの答申待ちでございませうと、この明確に三段に分けてお話をしているのでもございませうから、私のどうも答弁は不穩當でもないし、もうこういふことを言わないと不親切だと、こういふことになるわけでありませう。

○田畑金光君 それで、白井総務長官にお尋ねしますが、在外財産の問題に關しまして、本年の一月三十日に東京高裁が判決を下してあります。その判決の内容、御存じですか。御存じであれば、その要旨をひとつ説明してください。また、それ全部読まれたらたいへんですからね、その骨子を述べね。

○國務大臣(白井莊一君) 私の頭に残つておることについての補足はあとでまあ担当のほうから御説明いたしますが、在外財産については補償すべきである。ただし、いまその補償をする法律というものはないので、したがつてこれを払う方法がないと、こういふ、簡単にいふと何かさういふやうな意味だつたと思ひます。

○田畑金光君 長村参事官、ちよつとね、骨子だけ簡単に説明してください。

○説明員(長村輝彦君) 戦前カナダに財産を持つておられた原告が、戦後カナダ政府によつてその財産が処分されたというところについて、その損害の発生の原因が日本政府が在外財産を賠償という公の用に用いたことにあるということで、これに對して補償の請求を出された事案でございませうが、一審、二審とも國が勝訴してゐるのでございませうが、それぞれその判決の理由のところは非常に違つておりました。最近の高裁のほうで言つておきます考え方は、在外財産は賠償に充當されたとの趣意、國としては憲法の趣旨に照らして正当な補償をなすべき責務を有する、しかし、

現在はまだ補償に關する法律が制定されてないから請求することはできないという理由で請求を退けたということが、判決のおもな理由として書かれております。

○田畑金光君 まあ骨子はそれでけっこうですが、そこでですね、これは大臣にお尋ねしますが、白井長官、一九四七年十一月発効したイタリヤ平和条約第七十四条、それから第七十九条、これをひとつ、どういふ内容を規定しているか、簡単にこれをちよつと説明してください。

○説明員(長村輝彦君) イタリヤ平和条約の七十四条及び七十九条におきましては、イタリヤが連合國に對しまして、ソ連等の特定の國に對していろいろの賠償をしるという規定が一つと、それからそのほかの各連合國に對しましてそれぞれの國に所在するイタリヤ財産を処分する権利を認めるという規定がございませう。また、この在外財産の問題に直接關連いたしましては、イタリヤがこれらの処分された財産についての補償措置を講ずるというところについての規定がございませう。

○田畑金光君 声が小さかつたので、よく聞き取れなかつたのですがね、第七十四条にはさういふことを書いてありますね。「イタリヤ國政府は、この条に基づいて賠償目的のために財産が取り上げられる一切の自然人または法人に對し、補償を与えることを約束する」、さういふ条文が載つておられますね。御存じですか。いいですね。で、イタリヤはこの平和条約のこの補償条項に基づいて国内法律をつくつて、すでに在外財産の補償については払つておられますが、この点は、御存じですか。

○説明員(長村輝彦君) 一九五四年にこの平和条約の実施の結果、在外財産を喪失した者のための国内立法措置が講ぜられたことを承知いたしております。その実施状況につきましては、現在いろいろの資料、つまり財産が所在した事実、条約によつて処分された事実、あるいはそれらの財産の評価の問題というところで、國によつては非常に資料のとり方がむづかしいといふことがあるため

に、法律は一九五四年にできた、現在その法律を受けて実施中であるということで、実施のな途  
中の段階であるというふうに承知いたしております。

○田畑金光君 西独は、一九五〇年十月締結した  
対独平和取りきめ、いわゆるパリ条約ですね、一  
九五五年にこれを発効しておりますが、その条約  
第六章に賠償の事項を設けており、さらに、この  
条約の賠償条項に基づいて、一九六三年七月西独  
の連邦議会に賠償損害法案というのを提出して、  
いまこれは継続審議中、こういうことになってお  
りますが、これは御存じですね。

○説明員(長村輝彦君) ポン・パリ条約にお話の  
ような規定があること、いわゆる賠償損害法案が  
現在提案されていること、それぞれお話のとおり  
のようにわれわれも承知しております。

○田畑金光君 これはまあ白井総務長官に念のた  
めに確認の意味でお尋ねしますが、突然こんなこ  
とを質問してまあ気の毒だと思ひますけれども、  
ヘーグ陸戦法規第四十六条を読みますと、私権の  
尊重、こういうことで、その第二項に「私有財産  
ハ之ヲ没収スルコトヲ得ス」、こういう原則がう  
たわれているわけです。これはまあいけば長い長  
い国際法の原則として続いているわけですが、こ  
れは御存じですか。

○国務大臣(白井一君) 何かそういうあれはあ  
るといふことを聞いておりますが、内容について  
は私は詳しくつまびらかには承知いたしておりま  
せん。

○田畑金光君 長村さん。

○説明員(長村輝彦君) 四十六条にそのような規  
定があることを承知いたしております。

○田畑金光君 そこで、私はこの問題実はいま  
深追いしてもどうかと思ひますが、結局これは  
大蔵大臣に聞いておいてもいいと思ひますが、  
いまのヘーグ陸戦法規という国際法のため  
えから見ても、私権の尊重というのには明確に、私有  
財産を没収してはならぬというところは明確になっ  
ているわけで、大蔵大臣御承知のとおりです。

また、同じ敗戦国である西独とかイタリアとか  
オーストリアの国々を見れば、その条約そのもの  
の中に日本の平和条約と違つて賠償条項があり、  
その賠償条項に基づいて、イタリアにおいては、  
先ほど答弁にありましたように国内法律でもって  
在外財産の処理をすでに始めておる、西独は連邦  
議会に法律が継続審議されておるという状態にあ  
るわけですね。さらに、先ほど東京高裁の判決は  
私にお尋ねいたしましたが、東京高裁の判決も平  
和条約の第十四条の問題を取り上げておるわけ  
です。簡単に申しますと、日本は敗戦国である、敗  
戦国として当然負担すべき損害賠償というものを  
結局は在外財産という個人の負担で払つておる、  
こういうことを規定して、したがって、国に憲法  
上から見ても国際法の原則から見ても補償の責任  
があり義務がある、こういうのが判決の趣旨であ  
る。

問題は、私はこういうことを考えてみますと、  
今回のこの旧地主の補償法案、あるいは賠償法案  
でもよろしいですが、これは皆さんが何と詭弁を  
弄されようとも、戦後処理あるいは占領政策に基  
づくいろいろな制度改革に伴う国内問題の処理と  
して、今回のこの立法措置を講じられたものだと  
私は解釈し、反対しておるわけです。皆さん方が  
この法律を提案されたということは、いろいろ質疑  
応答の中で御答弁がございましたが、結局は私は、  
労を多とすると心理的影響とか、こういう二つ  
の理由だけでは納得がいかなければ、納得のい  
かない、国民にとつても理解のしにくいことばで  
千五百億の交付公債を支給される、これは今回と  
られた措置でございますが、しかし、私は在外財  
産問題の処理という戦後処理のこの大問題等は、  
国際法のたてまえから見ても、憲法の精神から見  
ても、負担公平の原則から見ても、社会正義実現  
というたてまえから見ても、むしろこういう筋の  
通つた問題こそ私は政府として取り組んでしる  
べきだと、こう思ふのです。そういうことを考え  
てみますと、私は今回のこの賠償法案というの  
はもつと皆さん方も納得ができる説明を国民にな

されなければ、先ほど来のこれは選挙対策のため  
じゃないかというそしりを免れないわけですね。  
この点について大蔵大臣のひとつ御所見を承つて  
おきたい、こう思ふんです。

○国務大臣(田中角栄君) 在外財産は補償はしな  
ければならない、こういうことを前提にして立論  
をされております。私たちが判決は、東京地裁の  
もの最高裁のものも承知をいたしております。お  
りますし、その考え方は、賠償に引き当てる、個  
人の財産を公共の用に供したという場合には当然  
正当な補償をしなければならぬ、こういう憲法  
上の規定もありますし、当然そういう状態をさし  
ておることでございます。あなたが先ほどヘーグ  
の陸戦法規の話をなさいましたが、確かにそれは  
もう国際通念でなければならぬし、守られなけれ  
ばならぬことであります。この日本国との  
平和条約はその第十四条(四)項の(1)で、差し抑え  
かつ留置した財産、そういうものの処分をする権  
利というものを日本は無条件に承認をしたわけで  
ございまして、それがその賠償、そういうことに個  
人の財産の処分等がこの平和条約において認めら  
れたというところは、それによって賠償の責めを減  
殺したのだということになれば当然補償しなければ  
ならぬ、こういう問題が出てくるわけでありま  
す。

ところが、全く無抵抗という状態においてイ  
エスカノールかという、同じ状態において日本の主張  
がほとんどできなかったという状態のもとにおけ  
るものでありますから、こういうものが実際に  
いて正当な補償という国の補償義務の範疇に入る  
のかという問題はいろいろ問題がございまして、  
ありますから、政府はこういう無抵抗状態の在外  
財産に対しては政府自身がその責めを負えない状  
態にあったわけでありまして、その補償の責任  
はないというのをいままで政府の統一見解とし  
て申し上げております。これらの問題に対しては  
最高裁が判決をするということで、将来この種の  
ものにどう対処しなければならぬかということ

は、最高裁の判例を待つ、判決を待つということ  
になると思ひます。  
それから、農地賠償の問題とこれを直接結びつ  
けて論議をしておられますが、本件は直接の関係  
はないという立場に立つての御説明を申し上げて  
おるのでございまして、農地賠償というのは別  
な角度から、あなたが先ほど申されたとおり社  
会保障的な政策ではありませんが、広義の社会政  
策として取り上げたものでございまして、在外財  
産の問題とはおのずから区分して論すべきである  
というたてまえに立つております。

○田畑金光君 私は、この問題についてはもつと  
掘り下げて質問もし、問題点も持つておるわけ  
ですが、この時刻でもありますので、きょうはこれ  
でやめておきますが、また近く総理大臣も出席さ  
れると、こういうふうなことでございまして、  
その節あらためてまた総理大臣にひとつ質問をし  
たい、こう思つております。

○委員長(西田信一君) 本日はこれにて散会いた  
します。

午後九時四十六分散会

昭和四十年六月五日印刷

昭和四十年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局